

『若宮會目錄』・『長川流鏑馬日記』の紹介と解題

——春日若宮祭礼流鏑馬頭役勤仕史料——

福原 敏 男

解 題

春日若宮祭礼の研究が日本祭礼史研究に果たす役割は大きいが、未だ祭礼史料の公刊は必ずしも充分ではない。

若宮祭礼史の研究は、従来、芸能史的視点からなされてきた。祭礼に奉納される芸能が、日本の古代・中世芸能史の縮図と言いうる程、貴重で興味深いものだからである。

その反面、諸芸能の背景にある祭祀組織の研究が、外に顕れた現象としての芸能の研究についていっていない、という研究上の偏向がある。

春日若宮祭礼は、興福寺大衆が、藤原氏氏長者主宰の春日祭に対

して、保延二年（一一三六）に始めたものである。祭りのメインは若宮の神幸を興福寺領東端の御旅所にむかえることであり、これをもってしても、若宮祭礼は興福寺の祭りであることがわかる。

若宮祭礼は、様々な変容を繰り返している。それは儀礼の形態よりも、祭祀組織の面に顕著である。祭祀組織は当時の社会構成・社会構造の反映であるから言うまでもないことである。

治承四年（一一八〇）の南都焼討、松永・三好三人衆の合戦による永祿十年（一五六七）より九年間の中絶などは、前近代における祭礼変容の大きな画期としてあげられるし、明治維新の廃仏棄釈による興福寺の疲弊は、若宮祭礼祭祀組織改編の大きな要因であった。

祭祀組織は以上のような政治的事件を契機とするだけでなく、

実際は社会経済史的背景のもと、漸次変貌を遂げる場合がほとんどであろうが、史料的に残らないのが現実であろう。

若宮祭礼の諸芸能は、各芸能の頭役が差定され、当番毎に施主となる祭祀組織をとる。これは中世の大寺社の祭祀組織の一般的形態であるが、春日社の場合は規模が大きいだけに組織が複雑である。

例えば、田楽頭役は上席学侶である僧綱の所役、馬長頭役は得業・五師(学侶)⁽¹⁾の所役、競馬頭役は興福寺三綱衆から選ばれる⁽²⁾というように、興福寺僧侶の学侶を中心とした集団から祭祀組織が構成されていた。

細男に関しては、「興福寺年中行事」⁽³⁾弘長元年(一二六一)七月一日若宮御祭諸廻請等事に、「細男頭七郷内二郷合巡動」という記載があり、前述した頭役とは異なるシステムが予想される。

ところで、春日若宮祭礼に見られるような神事頭役制についての研究は、宮座研究と相俟って進められてきた。先学である豊田武氏は神事頭役の形態を以下の三分類に整理し、研究の方向を示した⁽⁴⁾。

一、神官の間のみ行われるもの

香取社・阿蘇社・賀茂社・住吉社など

二、僧侶及び社家関係者の参加するもの

春日社(御八講季頭・田楽頭・流鏑馬頭・馬長頭)

手向山八幡宮(転書会馬頭・小五月会頭)など

三、国中或いは郡内の地頭更に神領内の住民全てに及ぶもの

出雲社(三月会頭・九月会頭)

鹿島神宮(常楽会頭など)

竹生島明神(蓮華会頭)

諏訪社(神使御頭・花会頭・五月会左右頭・御射山頭)

宇佐八幡(正月頭・安居僧供頭・弥勒会僧供頭)

日吉社(小五月会頭)

石清水八幡(安居頭)など

豊田氏の三分類が、神事頭役制研究にとって有効か否かはここで検討する問題ではないが、氏が第二に分類した春日社の頭役の内、流鏑馬頭役に関しては、第三に分類されるべきなのである。

春日若宮祭礼の頭役の内でも、田楽・馬長・競馬頭役と流鏑馬頭役では、組織的に大きな違いがある。即ち、前者は興福寺僧集団内の所役で、後者は大和国内の武士団から選ばれる。特に、南北朝期は、大和武士団勢力の勃興著しく、若宮祭礼の祭祀組織もそれに合わせて再編されていくことになる。

さて、流鏑馬頭役を考える際には、興福寺僧集団や他の頭役との関係を抜きにしては理解不可能である。そこで、以下長い引用になるが、永島福太郎氏の論を骨子に、渡辺澄夫・稲葉伸道氏の説で補いながら、南北朝期における僧僧集団の変遷の概略を記しておく

う。

本来、強訴や他寺との抗争の際に臨時に編成される大衆集団が、鎌倉中期以降、学侶・衆徒・六方という日常的な集団組織に発展していく過程を考察した。その結果、大衆、衆徒（広義）から学侶と衆徒（狭義）に分離し、さらに、衆徒（狭義）が衆中（官符衆徒）と六方衆に分化すると推定した。（稲葉説）⁽⁶⁾

六方制度の発生は平安末期にある。諸院坊の地縁的共同体的性格をもつ。平素は自治・自衛の機能を有したと思われるが、有時には軍事編成となり、六方末寺の僧徒や堂衆などが動員された。

六方衆の構成員は本来全住侶であり、六方大衆（六方衆徒）は満寺衆徒であった（この場合の衆徒は修学者の意）。六方大衆は鎌倉中期以降、若衆（中臈）・老衆（上臈）・下臈分に階層分化し、それぞれ六方衆・学侶・衆徒になる。（渡辺説）⁽⁶⁾

治承四年（一一八〇）南都焼討後の興福寺復興に際しては（若宮祭礼は―福原註―）盛大化した。ここで若宮祭の催行権は全寺衆徒から半僧半俗の衆徒団（いわゆる僧兵団）に委ねられた。寺領荘園の大夫を多く徴収する必要があるし、これの指揮統制には荘官として武力兼備の衆徒が適任である。興福寺において武力兼帯者は古くからは堂衆があり、ここに衆徒団が成立して両立したわけだが、実は有力堂衆（在地領主）は衆徒団に加入してしまつたため漸次弱体化する。なお、学侶に昇進する少青年僧が弓箭を帯せしめられ、寺中・寺外の警備を課せられて六方衆

徒団を組織したが、これは修学者として臈功もあるので衆徒団の指揮に当るものとされた。鎌倉時代、興福寺の武力集団としては六方衆（中臈）・衆徒および堂衆（下臈）の三組織があったといえる。ほかに国衙領と武士化名主（公民）が春日神人に列せられ、興福寺に従属して国民と称せられる。興福寺の大和守護職の権能行使には、やがて在地小領主化の衆徒・国民（一乘院・大乘院に分属して坊人となる）が専ら当てられるといういきさつである。

衆徒団は多数である。しかも、寺内の止任を望んだ。このため二十人が代表として選ばれ、官符衆徒の号を与えられて寺内に止住し、衆中（衆徒仲間）と称することになった。（中略―福原註―）ところで、衆徒団に対する命令権（奉行職）は、興福寺の老職の五師の年行事たる別会五師（東大寺では年預五師）が握っていた。衆中の意志もこの別会五師を通じて寺務に申達される。（中略―福原註―）官符衆徒は一任四年に限られた。その二十人集団の衆中は早くも寺内徒党（寺中党）・若徒党（嘉禎二年に見える）の両党に組織され、この両党が四年ごとに交替するしくみである（貞和四年興福寺軌式）。

若宮祭の催行権は衆徒団に委ねられた。したがって衆中がこれを握った。しかし、主宰は衆徒に対する命令権者たる別会五師の職掌であった。つまり、別会五師が興福寺の代表者として若宮祭奉行となるのである。ちなみに、主宰権は興福寺別当、さらに氏長者に在る。ところで、若宮祭の催行は六月朔日、別会五師が衆中に降起（集会僉議）を命ずるところにはじまる。そこで寺僧からの田楽頭役両口を選んだり、芸能座ないし流鏑馬随兵（国民の勤仕）に参仕命令が発せられ（沙汰衆が催す）、また一國から黒木が徴せられ（別会五師が別当に申達する）、興福

寺修理目代(三綱)の指揮によって御旅所が設営され、九月十七日の祭日が待たれる。なお、翌日に後宴がある。

ところで、若宮祭礼の費用は、若宮神事祭礼所に宛てられた春日社兼興福寺領荘園から弁進される。しかし、渡物の費用の補足として、有徳の寺僧の寄進がとめられた。とくに祭礼渡物の呼びものは田楽であるが、これは京都白川本座・奈良新座を勤仕せしめるし、衣裳は美麗を要する。そこで、田楽頭役の称で寺僧二口が選ばれ、これがその費用を分担した(祭礼費にも流用する)。(中略―福原註―)

ちなみに、衆徒代表二十人の構成は、当初のうちは有力衆徒をもうらするものであったが、漸次衆徒が武士化、強力となるので、配下あるいは被官を送りこむことになる(これも強力となる)。この過程において、衆徒はその若宮祭礼の名譽を領民に誇示するためもあり、有縁の猿衆座を若宮祭礼に送りこんだ。(中略―福原註―) 同じく、当代に衆徒・国民を構成員とする大和武士の六党(のち八党)が形成された。それぞれの党的結合の紐帯は若宮祭に在った。いわば若宮祭に大和武士の宮座六つが形成されたことになる。これには、若宮祭礼流鏑馬役勤仕の便から、興福寺がこれの結成を誘導した傾きがある。南北朝動乱時代だが、武士の富力は増進するし、祭祀の意欲はつものつた(若宮祭の中止はあったが、それは神木動座によるものであり、これが動乱のせいだとはいえないが、戦乱時代の実情を見よ)。実是在地領主化のために若宮の祭祀権を狙った。ここで六党が協議して、流鏑馬願主人の称のもと、とかく祭礼料所の動揺や田楽頭役の寺僧の窮乏で祭礼費に悩む寺家に肩代りすることになった。この流鏑馬願主人は二党ずつが当番として勤仕するしくみであり、各党にはそれぞれの首領も生じた。(中略―福原註―) 当時、

若宮祭の式日が神木動座などにより延引されたりした。やがて応永末年に至ると、十一月二十七が式日となる。これは収獲の終わった時節である。農村領主たる衆徒・国民が願主人となり、領民を率いて奈良入りするのには好便である大和武士が若宮祭礼主宰権に割込んだのが示される。(永島説)⁽⁷⁾

南北朝期以前にも衆徒は若宮祭礼に随兵として参加していたが、同期になると流鏑馬願主人として祭礼を主導していったのであり、この時期の祭礼は、衆徒・在地武士団の祭礼という側面ももっていた。南北朝期に結成された祭祀同盟ともいえる大和武士団の構成は、『坊目遺考』⁽⁹⁾に引用された「大倭武士春日大宿所願主人勤番次第」に記されている。

大倭武士春日大宿所願主人勤番次第

散在等

高市郡畝火山西

越智姓物部

二萬四千石餘

大宿所毎年相詰

長谷川等

十市山城住

十市姓中原

十萬石

大宿所隔年勤之

中川等

廣瀬郡箸尾住

箸尾姓藤原

六萬石

大宿所隔年勤之

乾等

添下郡居城筒井村

姓大神

十二萬石

大宿所五年目勤之

南等

葛上郡金剛山麓住

檀原

三萬石

大宿所五ヶ年目勤之

この史料によれば、畝火の越智氏は散在党、十市の中原氏は長谷川党、箸尾の藤原氏は中川（後に長川）党、筒井の大神氏は乾党、金剛山麓の檀原氏は南党と、各党の首領が記されている。この首領を刀禰とも称しており、整理すると以下の五党となる。

越智氏を刀禰とする散在党

（流鏑馬願主人は毎年）

十市氏を刀禰とする長谷川党

（流鏑馬願主人は隔年）

箸尾氏を刀禰とする長川（長河・中川）党（流鏑馬願主人は隔年）

筒井氏を刀禰とする乾（戌亥）脇党（流鏑馬願主人は五年に一度）

檀原氏を刀禰とする南党（流鏑馬願主人は五年に一度）

後には、かつて興福寺領平田の荘官であった萬財・布施・高田氏を中心とする平田党も成立し、隔年に流鏑馬願主人を勤仕するようになる。⁽¹⁰⁾

流鏑馬頭役を勤仕する願主人の組合せは、毎年勤仕する散在党を

中心として、ローテーションがきまることになるが、実際は変動があったようである。例えば、願主人二党の組合せの例が、『長川流鏑馬日記』上巻（7）「一番ノ願主心得ヘキ事」の項に見られる。すなわち、通年は、長川・長谷川の組合せのところ、長谷川党の願主人味間氏が勤めず、長川・散在の組合せになった、という事例である。同項には、平田党と乾（脇）党の組合せも見える。

また、正和四年（一一一五）の「春日社若宮祐臣祭礼記」⁽¹¹⁾には、流鏑馬十騎の内、芳野二騎、箸尾二騎の記載があり、既にこれ以前より二組の組合せが成立していたことが予想される。

従来、流鏑馬行事自体の研究は、武家故実としての作法の研究が主であったが、最近、神事に採り入れられた流鏑馬行事の研究が、鶴田泉氏によってなされており、その論旨を以下のように要約されている。⁽¹²⁾

院政期に記録上初めて現われてきた流鏑馬は、中央において院の主催する城南寺祭の中に取り入れられることにより、遊興の域にとどまらず、行事として成立したといえる。そしてそれは、すでに朝廷で行われていた「騎射」の伝統を継承した側面はあっても、むしろ在地において射芸・あるいは神事として発達してきたものを新たに取り入れ、再編・整備して成立したものとみなすことができよう。その意義は、院の下で流鏑馬を北面衆に勤仕させることにより、院の側近勢力の結集を図っていくと共に、在地との結合を強めていくことにあったと思われる。

このように、院の行事のなかで成立した流鎗馬は、鳥羽院政期に盛んとなったが、後白河院政期に入って院の本拠が鳥羽殿から移動することにより城南寺祭がすたれていくと、今度は後白河院によって新たに始行された新日吉小五月会の中核行事に取り入れられた。やがて鎌倉時代に入ってから、後鳥羽院によって新日吉小五月会は受け継がれ、院の行事としての性格は一層強められていくこととなる。

鴛田氏の論の中心は、流鎗馬は在地の住人の間で発達してきた芸能で、それが院によって神事に取り入れられた、という点である。

では、春日若宮祭礼の場合はどうなのであろうか。

『若宮會目錄』序には「鎌倉八幡ノ若宮ノ會ウツサレケリ」とあり、鶴岡八幡の流鎗馬が春日若宮祭礼の源流であるという願主人の認識が指摘できる。

『長川流鎗馬日記』下巻(3)夜宮流鎗馬事の項には、長川流鎗馬についての記述がある。流鎗馬は武田・小笠原家の流派があり、それぞれ伝承してきた。若宮祭礼は元弘年中(一二三二〜四)より永徳元年(一二三一)の五十年弱の間に二十八年(回)も行われない年があった。自然と流鎗馬の師匠もいなくなった。永徳年中(一二三一〜四)よりの流鎗馬は、武田・小笠原流を取り合わせて独自の長川流鎗馬となった。

春日若宮祭礼における流鎗馬は、祭礼創始の保延二年より行われていた。『若宮祭禮記』¹³⁾には、興福寺別会五師の奉行する同年八月

三日付の大衆僉議の差定状が記され、春日社司らに流鎗馬馬場の埒結いが課されている。流鎗馬のみならず、十列馬・莖・一物・細男・田楽・競馬・相撲・勝負舞(舞楽)が既に揃っていた。また、同書には、「射流鎗馬十騎國中住人」という記載があり、流鎗馬は大和國中より馳せあつまったことがわかる。

『類聚世要抄』¹⁴⁾巻十四の九月の巻には、一乗院の「玄覚僧正日記」を引用して保延三年の祭礼渡り物が記されるが、ここにも「流鎗馬十騎國中武者役」とあり、鴛田氏の論の通り若宮祭礼創始時より在地の流鎗馬を取り入れていったのである。

春日若宮祭礼の形態―神幸や風流・渡り物(芸能)の形態―が、創始より整っている理由を正面から取り組んだ論考はなかったのであるが、最近、永島氏ははっきり伝播経路を指摘した。その祖型を京都の祇園御霊会とし、漸次整って宇治離宮祭に展開していき、『中右記』長承二年(一一三三)五月八日条に記された、巫女・馬長・一物・田楽・散楽・雑芸・競馬が揃った形態になった、とする。そして、春日若宮祭礼は宇治離宮祭をならった、と結論する。¹⁵⁾

また、鴛田氏は『殿曆』永久四年(一一一六)五月八・九日条より、宇治離宮祭に流鎗馬が行われていることを指摘し、前述『中右記』の雑芸のなかには流鎗馬が含まれていると推測した上で、「宇治離宮祭は宇治周辺地域の住人の芸能を取り入れ、それが流鎗馬の

原型となったのかもしれない。」と考察する。⁽¹⁶⁾

従来、あいまいに考えられていた問題だけに、その成果は貴重である。

但し、宇治離宮祭の影響だけではなくて、東大寺の鎮守社八幡社の祭礼である転害会の風流との関係も視野に入れておかなければならないであろう。

『長川流鏑馬日記』は流鏑馬の伝書であり技術的な記述が多いが、武芸としての流鏑馬は今まで見てきたように芸能として見做された。中世芸能者の目から見た武士・武芸に対する観念の一斑を、金春禅竹の『明宿集』⁽¹⁷⁾にみてとることもできよう。

河勝ノ御子三人、一人ニワ武ヲ伝エ、一人ニワ伶人ヲ伝エ、一人ニワ猿楽ヲ伝フ。武芸ヲ伝エ給フ子孫、今ノ大和ノ長谷川党コレナリ。伶人ヲ伝エ給フ子孫、河内天王寺伶人根本也。(中略)猿楽ノ子孫、当座円満井金春大夫ナリ。

長谷川党・天王寺伶人・金春大夫が同列視されているところに、中世芸能としての武芸の意味を考えることができよう。

『若宮會目録』・『長川流鏑馬日記』は共に写本である。

『若宮會目録』の成立は、同書(23)中綱仕丁付事の項に、「往

古ヨリ應仁年中ノ比マテハ」という記載があり、応仁(一四六七)九)年間以降の成立で、書写年代は室町後期であると思われる。同書における若宮祭礼の祭日は十二月二十七日であり、その内容より長谷川党の記録であることがわかる。

同書(1)願主人をきめる集會が長谷川党の氏寺である法貴寺(その跡は現在の磯城郡田原本町)で行われ、(2)差定案文の発給は長谷川党の公文であり、(6)六月一日に法貴寺天満宮へ参り神楽を催し、(9)九月十九日の法貴寺の神事の宵宮に神楽・流鏑馬を行い、(21)十二月二十六日の春日若宮祭礼の際は、法貴寺天満宮に集合して奈良に向かうことが記されている。

『長川流鏑馬日記』は、『若宮會目録』と同人の筆になるが、原本の成立は至徳元年(一三八四)である。同書に記された若宮祭礼日は十二月二十七日であり、これは長川党の記録である。

長川党の呼称は盟主である箸尾氏の本貫長河荘にちなみ、現在、北葛城郡広陵町大字萱野・的場・弁財天にわたる城跡(箸尾城)を拠点にした。『長川流鏑馬日記』下巻(6)条では願主人の筆頭に記されている。同氏は、一乗院方国民であり、応永二十七年(一四二〇)の「一乗院坊人用銭・給分支配状」(天理図書館保井文庫)によると、長河荘執行職・検断職にあつて荘内に多くの名田をもつていた。⁽¹⁸⁾同書には、長河荘名主職として、広瀬与楽寺がみえるが、

『長川流鏑馬日記』上巻(26)条によると、広瀬市における流鏑馬の後宴が与楽寺で行われるとある。

『若宮會目錄』・『長川流鏑馬日記』共、現在天理図書館の所蔵にかかるもので、『春日若宮御祭禮之事』として、今中廣俊によって合綴されて伝来している。明治二十三年以来斎藤美澄氏によって調査され、大正三年に上梓された『大和誌料』には、『中川流鏑馬日記』とされ、「川東村大字唐古住今中氏蔵、今中氏ハ長谷川黨ノ後也」と割註があり、当時は式下郡川東村住長谷川党の後裔今中氏に伝来していた。後、北葛城郡王子町の考古・歴史研究者保井芳太郎氏に帰した。昭和十五年大和国史学会より『保井家古文書目録』(永島福太郎氏作成)が刊行されたが、⁽¹⁹⁾同目録番号一〇一に『長川流鏑馬注進日記』として掲載された。この古文書群は、大和国内を中心とする元和・寛永以前の中世文書約五千点のコレクションで、昭和二十年天理図書館の所蔵となり、保井文庫として収蔵されている。⁽²⁰⁾

なお、『若宮會目錄』に関しては、前述『大和誌料』、改定『大和誌料』(昭和十九年刊)に翻刻されたが、序文が省かれている上に誤りも若干あるので、ここに翻刻する。近世の流鏑馬伝書である『類聚流鏑馬次第』には、『長川流鏑馬日記』が引用され、『長谷川流鏑馬日記』と称する混同がみられる。これは、『若宮會目錄』が

長谷川党の記事の故におこったことと思われる。

『長川流鏑馬日記』は、中世大和武士団研究にあたり最適な史料であるため、奈良県の市町村史に部分的に引用されたり、『奈良県の地名』(平凡社、一九八一年)にも頻繁に引用されてきたが、その全貌は明らかでなかった。

両史料とも、武家故実・有職故実を始め、服忌令、装束、神饌、神器など広範な知識なしには注釈・解釈が不可能である。本来、注釈も合わせて記すべきであるが、筆者の能力不足の故本稿では翻刻のみに留め、注釈・研究は以後に期すことにしたい。

註

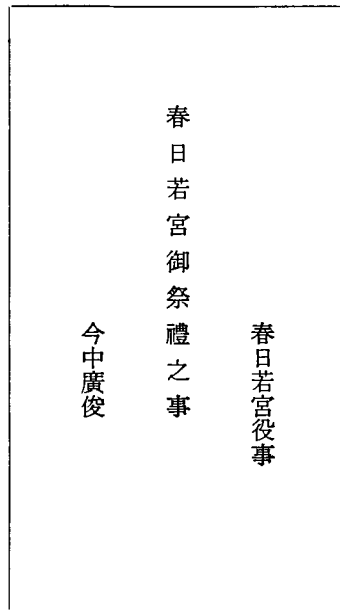
- (1) 永島福太郎氏「春日若宮祭と一っ物」(『芸能史研究』第九七号、芸能史研究会、一九八七年)
- (2) 永島福太郎氏「播州の神事稚児『一っ物』」(『兵庫県の歴史』第二十三号、兵庫県史編集専門委員会、一九八七年)
- (3) 笹田治人編「内閣文庫所蔵本興福寺年中行事(三)」(『大和文化研究』一九六七年十月号、大和文化研究会)
- (4) 豊田武氏「中世に於ける神社の祭祀組織について」(『宗教制度史 豊田武著作集第五巻』、吉川弘文館、一九八二年)
- (5) 稲葉伸道氏「鎌倉期の興福寺僧集団について」(『年報中世史研究』第十三号、一九八八年)
- (6) 渡辺澄夫氏「興福寺六方衆の研究」(『増訂畿内庄園の基礎構造』下巻、吉川弘文館、一九七〇年)
- (7) 永島福太郎氏「春日臨時祭芸能記録解題」(『日本庶民文化史料集成』第二巻田楽・猿楽、三一書房、一九七四年)

- (8) 折口信夫氏は、願主人を「祭りをしてもらう人で、祭りを行った効果は全体の人を受けるのだが、その効果を自分が第一にまともにも受けたいと願う人」と表現している。(『春日若宮御祭の研究』『新訂折口信夫全集』第十七巻、中央公論社、一九六七年)
- (9) 『改訂大和史料』上巻、天理時報社、一九四四年
- (10)・(11) 『若宮祭と大和武士』(『広陵町史』、町史編纂室、一九六五年)
- (12) 鶴田泉氏「流鏑馬行事の成立」(『お茶の水女子大学人文科学紀要』第四十巻、一九八七年)
- (13) 永島福太郎氏校注『神道体系神社編春日』(神道体系編纂会、一九八五年)
- (14) お茶の水図書館所蔵成實堂文庫大乘院文書(東大史料編纂所所蔵レクチグラフによる)
- (15) 注(1)・(2)に同じ。
- (16) 注(11)に同じ。
- (17) 『日本思想体系 世阿弥 禅竹』(表章校注、岩波書店、一九八一年)
- (18) 『奈良県の地名』箸尾城跡の項、平凡社、一九八一年
- (19) 永島福太郎氏「春日社興福寺文書」(『國學院雜誌』第八十巻十一号、一九七九年)
- (20) 富永牧太氏「参考館史の一とコーナー」(『天理参考館四十年史』、一九七三年)

『若宮會日録』・『長川流鏑馬日記』

(天理大学附属天理図書館本翻刻第五二一号)

(表紙)



保井文庫

若宮會日録序曰

夫春日若宮祭禮之傳聞根元忝モ彼ノ四所大明神ト奉申者河内國平岡ヨリ神護慶雲年中ニ當國三笠山ニヤウカウナラセ給フ抑奉尋大宮ノ御本地ヲ釈迦薬師地藏観音ニテヲハシマス然ニ大慈大悲ノ御恵フ

カウシテ衆生ヲ利シ給フ其後經歲月於
當宮ニ其キスイヲハシマシテ王子御出生
シタマウ今ノ若宮殿是ナリ御本地ハ大
聖文殊ニテヲハシマス其外末社山上山下
ニアトヲタレ給フ彼諸神ノ御名ハマチノ
ナリト申セトモ何モ大慈悲萬行ノ御チ
カイ難有カリケル御事也爰ニ當社中ノ
人々興福寺奉初兩門跡ヲ并諸院家寺
僧衆徒國民等各得其意ヲ天下ナラヒナ
ラヒナキ大神事ヲ執行アリ此神事ヲ鎌
倉八幡ノ若宮ノ會ウツサレケリサレハ彼神事
ハ中古ヨリタイテンアルト云也頼哉当社ノ祭
礼ハ昔ヨリ猶相マサリテ每事結構ニ取ヲ
コナイ給フコト誠目出タカリケル御威光トカヤ
抑御祭礼執行ト者は人間ノナストコロニアラス
忝モ和光同塵ノ御方便ニテ一切衆生ヲ
サイトシ給ハンカ為也殊ニ彼願主奉勤タル仁
体ニヲキテハ忽ニ蒙神明ノ御加護ヲ現
世ニテハ家門繁昌武運長久子孫繁榮
福寿円満所願満足セシメ又來世ニテハ

全ク惡所ニラトシ給ハス極樂淨土ニ迎ヘタ
マフコトウタカイナシ同又彼神事ニ供奉ノ
人々此庭ニ連タル貴賤ノ輩其外鳥類
チクルイニ至マテ悉以御サイトニ頼テ草
木國土悉皆成佛ウタカイナシ相構テノ
末世末代ノ人々イヨノ信力ヲヲコシ毎
年ソノタシナミヲハケマシ可致精誠給者
也仍記録如件

(1) 一當年願主請取事

二月中ニ法貴寺氏人等成集會ヲ其齋次
ニマカセサシ定也願主杏之仁躰モトヨリ其心
カケ有アキタ吉日ヲモツテ何ノ日請取ベキ
由公文方ヘ云也彼使ハ公人ヲツカハサル願主ノ分
限ニヨツテ種々ニモテナシテ引出物ニアルイハ太
刀或ハ料足トラシテ返事ヲ渡ス然ニ此日流
鏑馬ノ射手御師願主ノ一家一門ヲシヤウ
シ申テ酒ヲモル也祝言ノ初也何ニモ可祝事也

(2) 一自寺本差状之案文

當年若宮之御祭礼願主役事任藤
次ニ差定申候目出可致勤仕之由衆

儀評定候也恐、謹言

二月日

公文名判

願主之名字

御宿所

同返事之案文

若宮之御祭礼願主役之儀私杏之由

承候意得申候 雖爲如形目出可

奉勤仕之由可有御披露候也恐、謹言

乃尅

願主

長谷川公文殿御返報

(3) 一願主自請取可心精進事

請取テヨリ出陣セスケカレタル所へ不入又ケカ

レタル人ヲ家ノ内へ不入但服者ナントハ六月

マテハ凡ソクルシカラサル歟

(4) 一所々へ助成可申事

聽而以テ吉日ヲスルノト請取給フヘキ人ノ所へ行テ

助成ヲ云ソムルナリ揚 随兵先打ナントノ

太儀ナル役者ヲイカニモノ急申定ヘシ但去

年ノ祭礼過ハ則杏ノ仁ハソノ心カケアル間ウケ

トラサル前ヨリモ其器量ニ仍テ契約アルコト有也

惣テ月日ノ立コトハホトモナシ次第ノニ役者并

カケ物以下何レヲモ人々ニ申契約スヘシ彼助

成ノシツタウナントハ委細他本ニシルセリ

(5) 一願主精進初之事

五月晦日ニ立田ノ塩瀬ニテコリヲカキ給フヘシ

彼トコロヘ新キヒシヤクコリカタヒラウハシキヲ

モタスルナリサテ塩瀬ノ御エヒスヘ参錢同

ハラヒシタル御子ニモ料足百文又ハ二百文ツムマ

イラス最下ノ願主ハ人別ニ一文ツムハカリマイラ

スルナリ同彼在所ノ茶屋ニテ伴衆ニモ茶ヲノ

マセテチャノ錢ヲ置ナリ同ク一家中精進ノ

事コリカキニ行マエヨリ服者月水ノ女等

悉ク出シテ御湯ヲツカハセ高シメヲ引ヘシ今日

ヨリ彼シメヨリ内へ重服輕服トモニ入ヘカラス願主

人ハ則今日ヨリ烏帽子ヲ召給キコモヲアテ

飲事ニ火ヲ打懸別火別座敷ノ儀式タリ

塩田石ヲ取テ来テ日コリヲカキ給フヘシ又

余所へ行給テ人ノ内へ入タマフ共若ケカレ

ナントノ行フレナキ在所ヲヨクノキムテ御入

アルヘシ但シ服者ノ内ニアルハクルシカラサルト云サ

(6) 一六月一日御社参ノ事

リナカラ家主ノ服者ナラハ其門ヨリ内へ入レヘカラス

先法貴寺天満宮へ毎月マイリ給テ御

神楽在之則ミキヲ祝イ給フ御神楽錢ハ

願主ノ分限ニ仍テ多少アリ最下ハ六月

マイリト八月ト九月十八日ト十一月廿六日ト此

四度ハ米一斗ツムナリ其外ノ月マイリニハ三

升ツムナリ是ハ地下ニテヨクノ無力ナル

願主ノサタナリヨソヨリノ願主ニ如此日記シツ

タウユメノ出スヘカラス

同奈良ニテタチカラヲノ御前ヨリサルサハノ

池ノハタヨリワキノ坂ヘトヨリ給フヘシ南大門

ヲスクニ馬ニテ通ル事ハ御祭礼ニ両日ナラテハ

アルヘカラスサテコマツナキニテ下馬シ給ヘハ二ノ

鳥居ニ称宜マチ申テハラキ殿ヨリ案内者

ヲ申ス也 大宮殿ニテ願主エンサノ上ニ祈

念シ給ヘハ御師御幣ヲ三ヘイキタムカセ

マイラスル一騎別ニ一ヘイ宛也分限アル願主ハ

神馬ヲマイラセ給フ其後若宮殿へ参

リ給テ拜屋ノエンサノ上ニ祈念アリ是モ

次第サキノコトシサテ拜殿へ御神楽錢ヲ

マイラス或ハ八乙女ヲ立給モアリ或ハ乱拍

子ヲマハセ申サルムモアリ或ハ常ノ御神

楽ハカリマキラセ給モアリ又両社并諸社ヘ

参錢アルヘシ同御師へ御幣ノ布施アリ一

コンノ礼錢下行アリ其ノ外ケキエイ衆ノ

中ヘモ料足ヲ出シ給フ也

(7) 一流鏑馬射初事

六月社参下向之日則馬場へ出給テ三度

引渡也同鞍懸ナラシヲモラシヘソメケリ但シ

若日暮ルムコトアラハ以後ナリトモ吉日ヲ以

テ何モサセソメラルヘシ流鏑馬ヲシヌル次第

他本ニ注置上ヘ不能一二者也

(8) 一法貴寺之神事用意事

彼神事ニ御幣之入目并一コンノ注文公文

方ヨリ兼日ニツカハスナリ彼注文ハ昔ヨリアリ

付タル日記也ソレハカタノコトクナリ此他イ

カ程モサケサカナヲホンソウアリテ申

給ナリ

(9) 一九月十九日神事等之事

然ハ十八日夜宮參シ給テ御神楽マイラ

セ其マムスクニ流鏑馬アリサテ客坊へ奉行

人アマタ留リヨキニタイト毛立共モタセラルムヲ

請取テサテキニ夜ノウチニカキ立テ置也

彼膳数昔ハ百六十膳ナリ今比ハ百廿

膳ハカリニテアル也サル程ニ辰ノ時ノ出仕也

御杯マイル鳥ノコニテ五コンマイル其後マナ

イタ物ニテ三コンサテ乱酒ニナル一藤ノ前へ

願主シヤクニ立給フ又一藤其他願主ノマ

へム立給フ御杯トモ末へ悉クトヨリテ一同
ニ座敷ヲ立給フナリ

(10) 一揚張替用意之事

一御幣注文アツカミニ帖白ヌノニタン御幣フクリ
マト三本カナンカケ九マイ白米二升

一揚之道具竹笠水干ハ寺本ニアリ
弓矢サカツラウハラヒツルマキタムミヲヒ
ニステアフキテフクロクツツ白サシナハ
ムカハキフチ馬クラフサツ

一張替之道具同丸同甲弓ノ袋ウハ帯カタナカチンツ
馬ノヒタムレ同ボウシ同キヤハンカミワランツ
馬クラフサウチマセ

一當色二人マトモチ御ヘイモチ也
下部ニカミシモヲキスル

一渡リ馬場之會次第

(11)

一番御幣 二番的 三番張替 四番揚

五番願主氏人等千體堂ヨリ北門へ出鳥居ノ西ニ
東へ向テセイノウノ次ニ渡ル

(12) 一馬場會之藤次

一番ハムアカリ 二番的 三番小揚マト立ハ願主
口取ヘウキ願主

四番ハムミセ 五番ヤフサメ三番アリ

其後願主并役人等宿坊へ同道アツテ一コンイ

ハイテ後直垂ヲヌキ上下ヲメシ拜殿ニテ猿

(13) 一京上之事

十月中ニ上洛アリ買物ノ注文

一番ニ新キ皮子ヲカキテシメヲ引テ

御幣ノアツカミ三帖 付絹 カケ絹

ヒサツキ 小刀 ステフチノ扇等買給フナリ

又射手ノ装束願主ノ装束惣シテ色々

買物并揚ノ装束契約的ヲアツラへ先

料ヲヤリ悉皆此時事ヲナス

(14) 一小精進屋之事彼注文クワシク他本ニアリ

十一月廿一日早朝ニ立田コリカキ給フ塩田ニテノ

(15) 一諸奉行人奈良へ上可給事

(16)

一南都精進屋用意之事

廿日廿一日ノ比ヨリ次第ノ上リテ其用ノ事ヲナシ給フヘシヲソク上テハ萬事取コミテ事ヲカクコトアルナリ同大宿所ニテ可入」
資材道具借物等之注文イツレモ他本ニアリ

(17)

一御湯仕之事

カハラケ大小 ホウロク タムミ ラケ大小 ヒシヤク大小
カナワ ヒウチ イワウ 白タイ タライ ウハシキ
コンヤク ナカタナ シヤクシ キムヒツ キテウシ

廿五日ノ夕部地下ノ御子ヲシヤウシテツカハスナリ

入目ノ事 コノ時分的ヲ請取ヘシ

中紙一帖 白ソニカブ但分限者ハ一ワ也 斗ヲケ一

キテウシ一ヒシヤク一ウハシキ一枚タル一カ又ハ一カモ出スヲケニ
入テモ出ス」

フセ一貫文或ハ五百文最下ハ三百文ナリ 湯カタヒラコレハ

フケン者ノサタナリツネノ願主ハカタヒラ湯カマヲハミコノ

方ヨリモタセテキタルナリ

(18)

一御幣挿之事

廿六日ノ朝大宿所へ御師来テハサミ申候

御ヘイキヌノカハコヲ取出テカミキヌコカタナ クシ

カキイタ此二色ハ的ニ付テラコスルナリ

(19)

一御社へ進上物之事

斗桶三コレニ白米ヲ入テ出スキテウシ三 ヒシヤク三
ウハムシロ三枚 タル三 九スエノ膳三セン 其他ネキ二人
ニモスエテ酒ヲモルナリスエサカナ ワリコ チマキ マテ
フセハ拾貫文或ハ五貫文或ハ三貫文最下ハ一貫五百文
又ワキネキニ此三分一ハカリ出ス同下部ニモ百文カ二百文
カトラスルナリ」

廿六日早朝ニ御神楽懸物御 垢飯

何レモノネンコロニ昼ヨリ其奉行ノ仰付

大宿所ノ庭ニソロヘヲキテ惣奉行出給テ

能カスヲ色メテ可然中間ヲアマタ奉行ニ

付テヨミワタスナリ彼奉行ウケ取テ両社へ

渡申テ沙汰人ノ請取ヲトリテカヘルナリ同ク

送状之案料幣ニ

進上 若宮殿スロクノ御カクラノヲハ別番ニツカハス」

鳥目 御樽 鶴 白鳥 鴻 雁 鴨

烏 菟 鯉 鮒 鯛 鱸 鮓

破籠 折敷餅 粽

以上 長谷川名字大宿所奉行

十一月廿六日

在判

御拜殿沙汰人御中

同大宮殿送状モ今ノコトクカキテ

大宮殿神人御中へトカク

(20) 一揚随兵并諸役者へ送状事

御檣 鵠 雁 金鳥 兎 鯉

鮒 鯛 鮓 破籠 折敷餅 粽

鳥目 以上昔ハ料足ヲ一番ニカク今ハ

ラクニカキ給フカ

月 日 長谷川名字大宿所

奉行

名字御宿所

サテ如此次第へ送申テ願主田舎ヨリ

御上リヲ待申 的御幣神馬ナント用意

申テマチ申ヘシ

(21) 一願主奈良入之事

廿六日ノ朝法貴寺天満宮へ参り給フ揚張

替コトへク出立テ揚射手願主拜殿ニ座シ

給へハ御神楽マイラセテミキラ祝給フ傳

モ悉打ヨリテ客坊ニテ一コンアリサカナ

ハタウフ ハス 大コンナントスエサカナノヤウニ用意

シテマイラス余所ヨリ助成ニセラルレハ一貫文也

然ハナラマテノ馬打ノ次第

一番射馬 二番揚前打 三番張替三騎

四番揚三騎 五番二行前打 六番願主

七番御師 八番傳 九番打コミ如此トモノヘ
大宿所マテ上

同大宿所ヨリ御社参ノ次第イツレモ用意
シテ待申也

一番的 二番御幣 三番カケキヌ 四番神馬

五番揚之前打 六番張替ハネナカ
ヒサツキ 七番揚三 八番

二行打 九番願主 十番御師 傳 ウチコミ

如此ノ次第ヲ折幣ニシルシテ奉行ニ傳又ワ

ガサキモタセテ次第へ参り給テ二ノ鳥居

ノ下ニテ下馬シ給フ祢宜待マウケ何ツモノ

如クハライ申両社へ参り給フ神前ニテノ

作法他本ニ在之口傳多之サテ下向ニ流

鑢馬アリ當方ニハ夜宮ニハ馬場アカリナシ

(22) 一大宿所へ随兵傳付給へキ事

馬場ヨリスクニ殿原傳ヲモツテ次第へ御ツ

キアルヘキ由悉ク申也則付給へハ居肴九居

破籠粽ヲスエテ酒ヲ申給又其後願主ノ

器量ニヨツテ或ハマンデウ或ハムシ麦数々ノ

サカナニテ別而酒ヲマキラセ給モアリ此時」
ノシヤクハイセン人ハ足本吉一族傳ノサタ也
若殿原方へハ同カシツキノサタナリ
サイケクニケンクワシヲトリシハンニヲキコトノクマキ
ラス

(23) 一 中綱仕丁付事

是モ傳ノコトクニ九居ヲスエテ酒ヲモルヘシ
乍去後ノケタミハスエス配膳人ハ仲間小者也
彼両座へ料足下行ハ願主一騎別ニ貳貫
五百文宛下行在之此外別ノ志トテ往古ヨ
リ應仁年中ノ比マテハ願主ノ分限ニ仍テ
貳貫三貫下行ス分限アル方ニハ十貫廿」
貫文下行アリシ處ニ越智之彈正忠家榮之
願主之時宮本一千貫マキラセ給フ彼特別ノ
志百貫文下行アリシヲ今ハ例ニ引テ宮本
積錢ノ十分一取也是無力ノ願主ノ太儀也云々
(24) 一 廿七日ノフケウニ揚隨兵へ傳ヲ廻事

急之御用意候テ給候へトテ一兩度モマハス
ヘシサヤウニサイソクナケレハ南大門へ遅クナ
リテ珍事ナルコトモアル也

(25) 一 南大門へ上次第」

一番的 二 番揚先打 三 番着背 四 番揚
五 番ネリ童 六 番カシツキ カチ郎ト 七 番前打
八 番願主 九 番御師 十 番傳 打コミ
(26) 一 番當之事ヨキ折帚ニカクヘシ
一番 名字ト受領トカク同ヨミ様他本ニ在

(27) 一 自南大門渡之次第

一番的 二 番キセナカ次ニタウシキ次ニカチラウドウ
次ニネリワラフ次小者中間
三 番揚次ニ張替次ニ隨兵可被打也
其次ニ當方之揚ニ騎隨兵十騎ワタリテ」
其次ニ散在之願主一騎ノ揚隨兵渡ル又其次ニ
當方之揚一騎渡ル又最下勺ニ散在ノ揚
隨兵渡也同日流鏑馬モ今ノ次第ノ如ク射
給フ也如此シルサストモ別會ヨリ願主ノ番當
来ル也然ハ南大門ヨリ渡リ過ヌレハ二行
先打願主傳次第ノ打テ驚原ニヒカヘテ
揚隨兵ヲ待給也サレハ相構テノサカリ松ノ
クワトウノ立給タル近邊へ馬ニ乗ナカラ行テ
見物ナントアルヘカラスソノアキタヲハクタキヘダ」
テタルカ吉也サテ御旅所ヲ過渡テ驚原へ
上リ給フ時揚隨兵へ願主ハ礼アルナリカクテ

我揚隨兵ワタリスミ給テ則アトニ打テ
歸リ給也又今朝ノ如ク傳ヲマハシテ皆々馬
場へ御出候テ行候へト申也

(28) 一馬場會ニ上ル次第

一番的 二番射手前打 三番射手四番二行打
五番願主 六番御師傳

然馬場本へ打テ上リ一番ヤフサメ射給間ハ
馬ニノリナカラ待給フ彼流鏑馬過ヌレハ馬
ヨリ下リ馬場ヲツクラセテのヲ殿原カシツ
キニ立サセ申バムアカリ一ツカイニ五人ツム
行ツレ也三番ノヤフサメニ合十五人用意アル
ヘシ又其自分衆徒馬場下シ給ハ願主出向
ヒタカイニ礼ヲシ給フサテ流鏑馬ノ次第ハ
前ニ注置シコトクナリ第三番射スマシテ
馬場本ニ歸リ給ハ願主此日来ヨリノ念願
今忽ニ令成就ケレハ難有トモ中ノニ不及申
然ハ一族与力皆々打ツレ大宿所へ歸リケレハ
一同ニ成喜悅之思ヲ給コトソ目出カリケル
一願主精進落同淨衣ヌギノ事
馬場ヨリ歸リ付給へハ急九居ヲ取出シテ願主

射手ヲ初申精進屋ニシコウノ傳等スエ酒

ヲマイラスル也御師ノ祢宜參申目出由ヲ

申則願主ノ杯ヲサシ給テ淨衣ヲ下給フ

分限者ハウハギノ小袖ナントモヌキ給フ同

祢宜ノ子ヲトムナントニ或ハ小袖或ハ鳥目以下

ヲ出シ給フ其後又時ノ肴ヲ用意シ一族一

家ヲシヤウシ申御酒マイラセ俎板ヲ出也カク

テ数コンニナリヌレハ乱酒ニナルサカモリスキヌレ

ハ願主ハ小宿ニウツリ給テ一コンアリ

(30) 一喜社參之事

廿八日ノ早朝ニ社參アリ御神棗錢ハ分限

次第ニ涯分ホンソウアリ神馬ハ大略射馬

又ハ乘馬ヲマイラセ給フ同御師一コンヲ申

必振舞給者也如此令満足ニ給ヒ我宿所ニ

下向アレハ御子來テ御シメマアケ奉ケリ

抑奉勤仕彼頭役事ヲロソカナルタシナミ

ニテハ難成就ニ也誠ニ神力ヲ專トシ私ノ心ヲ

ナケウテ大願ヲ發シ奉故ニ如此如意満足

之砌也

占手 最手

長川流鏑馬日記上巻

合條々

- (1) 明年ノ流鏑馬ノ願主当年祭礼以前沙汰ノ事
 (2) 當願主穢精進事 (3) 諸服并月水ノ事
 (4) 願主別盃之事 (5) 女性荒祭ノ事
 (6) 願主治定而可心得事 (7) 一番願主可心得事
 (8) 服忌量之事 (9) 大宿所膳数ヲ治定ノ事
 (10) 酒之事 (11) 助成可申事
 (12) 新儀沙汰ノ事 (13) 大宿所可定置事
 (14) 流鏑馬ノ射馬ノ事 (15) 願主ノ宿所精進初ノ事
 (16) 射手ヲ師ニ付テ鞍懸習事 (17) 馬口取テナス事
 (18) 行騰竹笠着テ馬ニ乗事 (19) 鮎鰯ノ事
 (20) 衆徒僉儀ノ事 (21) 損料ニテ借裝束事
 (22) 京都ニテ買物事 (23) 京へ上ル人夫ノ事
 (24) 廣瀬流鏑馬集来事 (25) 廣瀬市流鏑馬事
 (26) 大宿所ニテ兼テ用意事 (27) 九月十日精進入事
 (28) 奉行人少々奈良へ可上ス事 (29) 精進ニ不入前ニ穢人出事
 (30) 精進人食物事 (31) 諸奉行悉々奈良へ可上事
 (32) 大宿所御湯仕事 (33) 大宿所精進屋事
 (34) 夜宮之事 (35) 御幣挿事

- (36) 願主自田舎上給ヘヌ前ニ
用惹スヘキ事 (37) 的ノハギヤウノ事
 (38) 御幣付絹事 (39) 神馬之事
 (40) 夜宮ノ張替事 (41) 射手ケケハイン
具足ノ事
 (42) 塀飯注文事 (43) 両社内殿へ酒肴事
 (44) 夜宮参湯ノ裝束事 (45) 的持御幣持之事

長川流鏑馬日記

合條々

- (1) 一明年ノ流鏑馬願主今年ノ祭礼以前ニ上見
 并隨兵ノ突ニ可被召人々ヲ申可
 給事
 其子細ハ明年ノ隨兵ノ具足等今年ノ祭礼
 時ヨリ人ノ申ニ領状セラレ給モ又我用ニ秘
 計シ給モ此時タルヘシ次ニ的立口取射手
 兒同馬場本ニテ馬ノ口出ヘキ殿原 又
 馬トナスヘキ中間申定テ今年馬場ノ
 次第ヲ見セ置ヘキ者也何モ是大事ノ所
 作也其外大宿所ノ諸奉行人可致沙汰
 人々ヲ上セテ各才覚ヲ付給ヘキ者也
 (2) 一當願主ト成給テヨリ諸ノ穢精進令沙汰可給事

夫昔ヨリノ願主忌ヲハ 春日ノ服忌量

ヲマフリ 又服ヲハ其祭礼ノ前七日マテハ
其沙汰ナキ者也彼前七日ノ精進ヲハ

請誠ヲイタシテキブクソノサタアルヘシ」

爰ニ近年ノ願主ウチニアル人我レニスク

レタル信アリト稱シ給テ私ノ心ヲ本トセ
ラレ彼法ノホカノ忌ケカレトウ并ニ別盃

女性ノアラハタノ事ヲ自由ニサタライタサ

ルム人々サイナン多ク出来シ給フ然ニ当

願主先例ヲタツネ給處ニ其説大ニ不

同ナリ爰ニ箸尾ニ或人永徳年中ニ

向後ノタメニ春日ノ服忌量ヲ大宮ノ神

主殿ニ尋申處ニ彼服忌量其家々ニ」

用イ付タル子細候祭礼ノ事ニ付テハ若宮

ノ神主ヘ不審アルヘキ由ヲ仰ラル然者若

宮ノ神主中臣ノ祐右^{スヰミキ}ニ對面申テ条々

申定者也

夫当願主トナリ給ハン時ヨリ師訪^{オウソウ}イ葬送^{オウソウ}ノ

伴スヘカラス 同ク重服忌ノ人願主ノ門ノ

内ヘ入ヘカラス又願主モ彼門ノ中ヘ入ヘカラ

ス次ニ輕服ノ忌ノ人ハ願主ノ家ノアマダレヨリ

内ヘ入ヘカラス同願主モ彼忌ノ内ヘ入ヘカラサル者也」

是マテハ願主諸ノ忌ノハムカリノ事也

(3) 一諸ノ服者ノ事重服ノ人并女性ノ月水祭礼

ノ前七日ノ精進ニ入マテハ其沙汰アルヘカラス

彼精進ノ時ハイカ程モキフクサタアルヘシ

(4) 一願主ノ別盃ノコト沙汰ナシ但六月一日ヨリ以後

他所ニテ重服ノ人ト酒ノサシキヘ行合

タラン時彼盃ノミカヨハカサン事其ハムカリ

アルヘキ者也此時ニカキリテ各盃タルヘ

キ者也」

(5) 一女性ノアラハタノ事沙汰ナシ如此ノ条々願主

ノタメニ注置者也

(6) 一願主ニ治定シテ心得ヘキ事 其年ノ御

マツリスキハ願主ニ定ルナリソレヨリ墓ヘモ骨^{ツボ}

アル御堂ヘモマイルヘカラス又カネ起請カク事

アルヘカラス又合戦ニ出ヘカラス合戦シタル願

主ハツトメスシテ他界シタルナリ證據ニハ細

井戸ニアル人 唐古ニアル人 越智ニアル人

少々シルス合戦ニウタレタルモアリ又イタハリ」

(7)

ラシテ他界シタルモアルナリ
一一番ノ願主心得ヘキ事

若シ末々ノ願主チムシテ当年ハヨモ祭礼ハ御

入アラシナント申共一番ノ願主ハユタンアルヘカ

ラス末々ノ願主ノナキニハヨラス祭礼ハアルナリ

其證據ニハ長川ニハ田宝殿長谷川ニハ

味間殿ニテ御入アル時相論ノシサイアツテ味間殿

ハ勤セスシテ罪科カウムラセ給テ長谷川ハ闕如

シヲハンヌ長川ト散在トシテ御祭ハ勤仕申證據

是分明ナリ

又一番ノ願主カケテ二番ノ願主一番ノ勤仕

タル事中共平田願主カケテ乾脇ノ願主

伴堂ノ次郎殿ニテ俄ニ一番ノ役共ヲ勤仕給フ

揚隨兵ヲ一番ヲ渡シ同馬場ノ役的立

口取流鏑馬等沙汰シ給フ的立ハ楊本次郎

殿立給フ貞和四年戊子九月十七日平田カ

クル次ニ九月ノ願主合期セスシテ霜月ヘ延引

ノコト八月ノ比別會ノ五師ニ對面申シテ九

月式日ノ祭礼ニ物共トムノハス候ヘハ式日ニハ

御事ヲカキ候ハンスレハ十一月ヘ御延引候テ

(8)

一服忌量抄是ハ若宮ノ神主中臣祐右本云

給候ヘト申ヘシ如此別會ノ五師ニ事ノ子細

ヲ申セハ別會ヨリ衆徒ヘ披露有テ延引

スルナリ其證據ニハ長川ハ佐味殿長谷川ハ

唐古殿ニテ御入アル時唐古殿隨兵俄ニ

チムスル事アツテ佐味殿ヲ唐古殿カタ

ラキ申サレテ別會ニ事ノ子細申サレタレハ

霜月ヘ延引云々但一番ノ願主ノ申サレネ

ハ末々ノ願主ノ延引ノコト申サルムフンハ

別會ニキム入ナキ者也

合

父母イニゾ 忌服一年十二月

養父母ヤシヤイ 忌服百五十日

夫フツト 忌服如父母ノ

養子 忌服一ヶ月

祖父祖母フジノハハ 忌服五ヶ月

伯父伯母フツノハハ 忌服三ヶ月

兄弟姉妹フニノハハ 三ヶ月

夫父母フツノハハ 忌服三ヶ月

妻 忌服三ヶ月

甥姪女 忌服七ケ日 忌三日

嫡孫 忌服一ケ月 忌十日末孫忌服三日

異父兄弟 一ケ月 忌十日

従兄父方ハ 忌服七ケ日 忌三日母方ハ忌服ナシ

繼父 忌服一ケ月 忌十日但非同宿者無服

伯父伯母母方忌服一ケ月但為母異父者無服

曾祖父曾祖母忌服三ケ月忌廿日祖父ノチムハムナリ

高祖父高祖母忌服一ケ月忌十日曾祖父ノ父母ナリ

祖父祖母母方 忌服三ケ月忌廿日

曾祖父母於母方者七ケ日忌三日

死人穢

甲 死人有所也 卅ケ日穢也

乙 甲所ニ出入ノ人也同卅ケ日穢也

丙 乙所ニ出入之人も同卅ケ日穢也但一身ノ穢ナリ

丁 丙所ニ出入之人も非穢也

此等ノ穢限飲食着座

産 卅ケ日ハシメ七ケ日ノ内ハユキフレン人七日ノ穢ナリ

流産 三月マテハ七ケ日ノ穢ナリ四月以後ハ卅ケ日穢ナリ

六禽 死タルハ五ケ日乙丙壬之産ハ三ケ日

鹿食 卅ケ日穢也同火同宿人出彼所ヲ後七ケ日

猪鹿七ケ日穢也

一 改葬ノ穢 五十日ハ廿日ノ忌卅日ハ十日忌廿日ハ七日忌

件ノ改葬役人穢卅ケ日也

一 無服

妻 繼母 外 甥姪 姉妹ノ男子ヲ云 妻父母

舅子母之兄弟ノ男子ヲ云 姨子母之姉妹之女子ヲ云

玄孫曾孫子ノ次ハ玄孫也 外 孫女子ノ子云

赤痢病者赤痢トムマツテ七日以後供奉神事云

疫癘者 平癒後七十五日

(9) 一 大宿所ノ膳数ヲ治定シテ人々ニ申事

此膳数ヲ治定スルコト一大事ナリ故実ニハ

マツ揚 隨兵傳ニメサルム方々一定シテ揚

隨兵其里ニカシツキ何十騎々トケムシテ

都合其外餘分ヲ了簡シテ定テ又仕丁

中網ヨイアカツキ二度ニ百膳ヲムケテニ

京ノ装束師ノ方願主ノコロヤトヘカルヘキ

フンケムシテ物都合ナン百膳ト定テ助成

ノ方ヘ申者也カヤウニ委細ニレウケンナクテハ

大方サマニ人々申テハ膳数カアマル事モ

(10)

一酒ノ員數ヲ定ル事拜殿并ニ大宮殿

アリ又ハタラヌコトモアルナリ此膳一定
スルコト一大事ナリ

八幡宮 揚 隨兵 射手 傳 其外諸方へ

送ルヘキ榎イカ程ニナン十石又大宿所ニテノ

膳數ニ一膳ニ一升ツムラムケテ惣都合イカ程

ソノ外ニ餘分ヲ願主ノ器量ニヨツテ定ヘキ也

同ク酒人ノ方ヨリノ助成出来ノ酒ニハ道ニテ

夫カ水ヲ入テ正躰ナキ事ナリ然ハ兼テヨリ

酒屋ヲ定置キ酒ノ助成料足ヲ彼酒屋ニ

納置奉行ヲ付テ取タル酒ハ吉物ナリ又役人

ノ為ニ水ノ入サル吉酒ノ入コト多シ大宿所ニテハ

必トリチラス也然ハ別ノ所ニ彼酒ヲハ置テ

奉行ヲ付テ用シタイニトルヘキモノナリ

若又助成ナクハ願主ノ所ニ作テノホスヘシ

奈良ニシリタル人アラハ兼テ米ヲノホセテ

酒ヲツクラスヘシ

(11)

一人ニ助成ヲ申ヘキ事 正月ノ末二月ノ初比

ヨリ彼人々ノ交名ヲカキテ其器量ニヨツテ

拜殿ノ坑飯大宿所ノ雜掌并ニ酒餅

(12)

一人新儀沙汰ヲイタシテ云ク我世ニ又アル

者也
粽錢米其外色々ノ物共申シ給ヘキ

ヘキ願主ニテモナシ此時人ニスケレタル信ヲイ

タシ精進ヲ初クワタツル風情只人目ニハ虚假

ノスカタナリ夫誠ノ信アルナラハ自分ノ物ヲ涯分

沙汰シ給テ人ニ煩イヲカケス勤仕給ハ目出度ク

アルヘキニ其子細ナキ故カ彼新儀ノ願主

無為ニナシ只本アル物ヲハ本ノコトクタルヘキ物カ

次ニアル人昔ノ流鏑馬ノ日記ヲ見給ヘハ願主

ノ心ニ四ツノ病アリ此病ナキ願主ハ無為ニ

勤仕セシメ給ト云フ夫彼病ト申ハ

一ニハ虚假ノ心二ニハ名聞三ニハ慢心四ニハ

秘ヲモツ心此四ノ心ヲ多クモチ給願主中天ヲ

ヲシ又彼心ヲスクナクモチ給願主ハ中天ナシ

ト云然トイヘトモ願主ニヨツテ或名聞慢ノ

心ハナレカタシ或ハ虚假私ノ心ステカタシ

如此ノ心念ヲハラハントスレハ弥其念ヲコル

只其念ヲ打ヤフリヌレハ自無想ノ念ニカヘル

然ハ彼念ニトムマラサルヲス住セサルヲ其病

ノ業トス只誠アル心ヲ以テ勤ヘキ事ヲ
神ニ祈奉ル願主ハ古モ今モ無為ニ勤仕
シセシメ給ト古人ノ筆ノ跡ニ見ヘタリ

(13) 一大宿所カネテヨリ定置給ヘシ同其近邊ニ

宿所アマタ取ヘシ一ハ願主ノ精進屋一ハ願主ノ
女性小宿所一ハ諸ノ納所彼トコロニ雜用ノ物
共ヲ取置テヨウハウニヨツテ奉行人ヲ付テ
取ヘシ一ハ雜掌所并ニ奉行人ノ食モノスヘ
キ所一ハ諸奉行人ノ私小宿一ハ中間等并ニ
諸人夫ヲ一所ニヲキテ其用ニ隨テ夫ニ中間
ヲ奉行ニ付テ仕ヘキ者也コノヤウ殊ニ大宿
所ノ近邊タルヘシ一ハ裝束師ノ宿所コレハ其
在地ノ堂ノソハナルヤトニ置ヘシ諸裝束ヲ
支配ノ時セハキ所ハカナハヌモノナリ其外
願主ノ分限ニヨテ其年ノ人々ノ宿所
ノタメニ四方二町三町モ取ヘシ此時ハ大
小事ニ付テ一族家人ヲムク入ニヨツテ近
所ニヲク者也然ニカヤウノ在所ヲ心得テ
兼テ取定ヘシヲソク定レハ他ノ方ニ指
合コトアリ大宿所ニ堂ト在家トハカナハヌ也

(14) 一流鏡馬射馬ヨク走馬シムルスクナシ然ハ先年ノ
能走ル馬ヲ見トムメテ取望スヘキナリ

夫射馬ハ一疋二疋ニテハ事ヲカクコトアリ
トリカヘノ馬用意アルヘシ

(15) 一五月晦日ニ願主宿所キヨメテ不淨ノ者

共ヲ出シカドニ高シメヲ引ヘシ同日ニ射手
願主立田ニテ塩コリヲカキテ六月一日
ヨリ春日ヘ月參アリ同日下向シ給テ
馬場ニテ射手ヲ馬ニノセ申三度引渡
スナリ

(16) 一射手ヲ師ニ付テ鞍カケナラシスヘキ事并ニ

今日ヨリ若宮ノ神主ノ服忌量ノ法ノコ
トクカタク沙汰アルヘキ也

(17) 一七月ノハシメヨリ馬ノ口出シテ馬ナラシスヘキ

事彼馬場ノ間ノコト馬場本ト一ノの
間十四丈三尺一ノ的ト二ノ的ノ間ハ二十丈五
尺二ノ的ト三ノ的ノ間十四丈五尺ナリ
コレハ奈良ノ馬場ヲ内ニテウツシトメタル日記
ナリ

(18) 一八月初ヨリ行騰竹笠キテ馬ヲ西向ニ馬ヲ

引立テノルヘシ弓ヲ右ノ手ニ取テ左ノ手ニト
リヲサメテ矢ヲハケシヲテノネニステフチノ
扇ヲヌキ笠ノハタヲ左ヲサキニナテ右ヲ後ニ

二度ナテ三度目ニムカウノ上ヨリヲロシテ馬場
末ヲ右ノカタノ上ヨリ見ハルカシ馬ヲ出シ左ノ

手ニモチタル弓ニテ打入ヒラキテ矢ノカフヲ

ヲソラニナシ捨鞭ノ扇ヲ右ノカタノ上ヨリス

テム鳴聲ヲ出シ鎧フンハリ鞍ヲチヌカシ

腰ヲ左ヘフリ弓ノ本ヲヒラメ的ヲ射ヘシ

(19) 一 鮎ノ鮎スヘキ時分フルセウナシト云稲ノ出来

タル米ノ飯ニテシタル鮎ハ吉也ソレヨリサキニ

シタル鮎ハワロシ此米ノ出クヘキ比ヲ了簡

シテ鮎ノ塩ヘシヲアツラフヘキモノ也

(20) 一 衆徒僉儀シテ曰 来九月十六日若宮ノ祭

礼長川流鏑馬役ノ事衆徒ノ書上状別

會ノ五師所ヘ付ラル別會院家ヘ此由披

露セシメ給フ院家ヨリ長川ノ給主ヘ仰出

サル又給主長川執行ヘ仰下サル執行

長川ノ当願主ヘ付給願主彼状ノ請文調曰

被仰下以来九月若宮祭礼長川之

流鏑馬役事可存知候以此旨可有
御披露候恐惶謹言

月日 藤原某上

(21) 一 八月廿日比ニ京上シテ諸ノ裝束損料ニテ

取ヘキ注文

一 揚ノ水干一具白打手ノ笠アコメ一色ノ枝花
以上損料ニ貫伍百文

一 夜宮水干一具是ハ裝束師之助成ニ借申也

一 射手ノ當色八具童裝束一具舍人裝束一具

的持裝束一具 宛帶アツギ十一 烏帽子カサ十頭

已上損料三貫八百五十五文十一具分
具別ニ三百五十五文

一 隨兵十騎 当色四十具 帶四十

以上損料五貫文 一騎別ニ五百文

一 的立ノ裝束 紅打手在袖一エニ具アコメ二

烏帽子二頭 大帷二 下袴ハカマ二 宛帶二

帶二 毛沓 二足

已上損料六貫文二具此内一貫文助成ニ定五貫文

都合拾六貫三百五十五文此内二貫文先料ニ近年取

此裝束ノ損料ノ注文ノ案ヲモチテ裝束師ニ

回答スレハ子細ヲ存知ノ人心得テ当方ヤスク

落居スル者也雖然的立ノ裝束ハ三貫文口取

ノ装束一貫五百文二具ノ損料合四貫五百文ニ
昔ハ多年取付タル者也 爰ニ或人の立ノ伴
ヲクシ給別而結構シ給ニヨツテ定ノ損料ノ上ニ
又一貫文ソヘラレテ装束ニメツラシキ付花ヲ
結カヘテト云其次ノ年ノ願主此子細ヲハ存
知セラレス装束師去年ノ願主ノ契約狀
ヲ見セケレハ二具ノ損料五貫五百文ニ定其後
如此五百一貫文アケキタル程ニ十貫五百文マテ
ナル是願主ノタメニ以外ノ難儀ナル者也
爰ニ箸尾ニ或人当願主タルニヨツテ貞和二年
九月三日装束師ノ所ヘ行テ諸装束損
料アツテ工申ニ余ノ損料ハ子細ナシ但シ的立
口取ノ損料以外ニ相違スル然ハ先々ノ願主
ノ注文ヲモチノホリ給フトコロニ装束師云
昔ノ日記ニハヨルマシク候近年ノ願主カヤウ
ニ取付ラレテ候其上契約狀共明^{イイ}ニ候上ハ
十貫五百文ヨリサケ申事難儀ト云願主重
テ曰本ハ四貫五百文タリト云ヘトモ結構ノ的
立ノ付花ヲムスヒソヘラレタルニヨツテ一貫文
アケラレタル者也然ハ今モ結構ノ的立ヲ

タシ給ハ一貫文コソ上給ヘキニ亭主時^{クイシ}ノ才
覚ヲ以テ上来給タル事也此装束ハヨノ
ツネノ装束タルヘキ上ハ別ノ子細アルヘカラス
本ノ損料ノコトクニ沙汰候ヘ代々昔ヨリ取付
タル由ヲ云然共シハラク落居ナシ爰ニ或人
中作シ給フテ云亭主ハ今ノ五百一貫文ニハ
ヨリ給ハス後々年々ノコトヲ思テ申給者也
又箸尾殿ハ今損料ノタカキ事ヲ仰渡^{ウツ}セ給フ
所詮二具ノ損料ヲ六貫文ニ御治定アツテ
箸尾殿ニ亭主御助成ニ申給テ定ノ料足
ヲ五貫文ニ御契約候ヘカシト云其儀ニ治定シテ
其後ハ每度此注文ヲ持テ上リ長川ハ廿余年
子細ナシ但平田ハ今モカウノナリト云末代ノ
願主心得給ヘキ者也タトイ結構ノ人ワタラセ給
テ損料ヲマシ給コトアラハ本損料ノ外ノ用
途ヲ注文ニノセ給ヘキ者也的立ノ損料ニ一貫文
ノ助成ト申ハ此時ヨリ始者也
一射手ノ徒郎^{カテウツト}等ノ直垂十具ノ損料上品ハ十
貫文一具別ニ一貫文中品ハ五貫文一具別ニ
五百文下品ハ三貫五百文一具別ニ三百五十文

一 射手ノ上ノ行騰ノ損料五百文キセシナカノ総ノ
鞆一具其外隨兵并ニ上ノ総ノ鞆等足裏アシウラ

ノ方ヨリアツラヘ給ハ請取ヲ取テ沙汰アルヘ
キ者也行騰フサノ鞆ハ裝束師ノ所ニハ

ナシ別ノ屋ニアリ裝束師ニ引付ラレテ

アツラニヘシ十六日ニ裝束師ノ下時奉行

人沙汰シテ下者也今時ハ山内ニテ夏毛ヲ

カキテ切ニ子細ナシ

(22)

一 京都ニテ買ヘキ物ノ色々一番アタラシキ

皮子ヲ買テ御シメラ引テ中ヘ入ヘキ物トモ夜

宮ノ御幣ミヘイ紙同付絹ヒサツキノ絹白拍子ノ

カケ絹ヤフサメノステフチノ扇以上此分彼子ノ

中ヘ入ヘシ其外拜殿ノ諸ノ絹染物等射手

ノ兒裝束共同クケハイノ具足願主ノ衣裳

等 烏帽子 直垂 大口色々ノ絹染物クツ

其外上隨兵 的立 口取先打等ノ方々ヘノ

引出物等杉原ヨキトワルキト二色ラツソク

如此色々ノ買物ノ注文越度ナクシタムメテ上

給ヘキ者也

(23)

一 裝束取ニ人夫上ヘキ用意ノ事殿原中間

ノアキタニ心得テ沙汰スヘキ者ヲ兼テ裝束

アツラヘ給時彼人ヲメシクシテ裝束師ニ

對面セサセテ置其後九月十四日五日以前ニ京

上シテ夜宮ニ入ヘキ水干行騰御幣持

ノ当色二具コトク取テ下ヘシ但近年ハ裝束

ノ先料ヲ取アキタ夜宮水干当色ヲ先料ノ

錢ニ取カヘテクダス者也雖然ムカハキハカサス主

各別タル間水干ノ時ハ下サス其時ニヨツテ了

簡ヲクワエ給ヘシ夫凡ノ人夫ハ十五日ノ夕ベ京ヘ

上付タルヲ奉行人色々ノ物ヲ用意シテ置テ

十六日ニ奈良ヘモタセテ下者也彼人夫ヲ十四日ニ

奈良マテ上テ十五日ニ京ヘ付テ十六日ニナラヘ下

リテ又十八日ニ京ヘ上リ十九日廿日ニ田舎ヘラ

チ付ク已上七日ノ煩也爰ニ箸尾ニ或人ノ願主ノ

時京ノ西院ノ人夫ヲ奈良ノ西院ノ御給主ヘ

申テ十六日ノ朝彼人夫ヲ裝束師ノ宿所ヘ来タルニ

諸ノ裝束ヲモタセテ奉行人ト裝束師ト相

トモニ奈良ヘ下ル又十八日ニ彼人夫ヲモテ京ヘ

上ス是言語道斷ノ人夫ナリ然此才覺ヲ以

テ其後ノ人々彼人夫ヲ申給タル願主ア

リ向後モ彼給主ニ縁モチ給タラン人ハ申

給ヘシ是大切ノ人夫ナリ次ニ人夫ノ人数ノ

コト其時ノ義ニヨツテ装束師夫ノ注文ヲ

出ス前ミノ日記ノコトクハ随兵十騎ノ分

ノ装束ノ人夫ハ或ハ八人十人ト云

私云京ニテ人夫ヲチンニテヤトウニ吉シヒトリヲ二百文

ミチノハシチンフナチンコチヨリサタスヘシナラニテ中一日

ノ分ヲクワスヘシ四タヒノ分マトタテクチトリノ分

二人アケ一キニカイク二人コノホカハレウケンスヘシ

(24) 一廣瀬ニテ流鏑馬集来事

合百膳ノ分私云鳥ノ子ハ白米三斗ニコリ酒四斗
清酒一斗吉ト云

居者三之内ハス
スシニフナ 毛立三之内タイミカケ
シセンヲキミアリ
カラサケ二尺
大ナル

赤飯三ツム代米四斗 酒ニコリ六斗十合 取肴ニ枝大豆風情
アルヘシ

(25) 一廣瀬市流鏑馬射事 九月四日九日両日ノ

間タルヘシ但九日ヲ契テハ雨モフルコトアリ四日ノ

市ニテ射ヘシ其時ノ的ハウラヲシキナリ檜物

師力役ニテ出立又扇ハカル物座ヨリ出ス云繩二束

竹一荷モタセテ市ノ馬場ニ両方ニ引ヘシ射馬

ヲキラサシ用也但庄本ヨリ一コンサタアリ与楽寺

ニテアリニコリ酒サカナニアルヘシ

(26) 一大宿所ニテ入ヘキ物共兼テ用意シテ可置事

幕 畳并ナカトコ
奉行人シクヘキ用 屏風

油 炷 燈臺 炭

木銚子 折敷京ラシキ
大小 坏大小 箸竹ハシ
木ハシ

火針大小
四ヒハシ アントンナヤワシ
灯提 俎板同俎箸
包丁 桶大小
サケ入ヘキ用

荷桶 斗桶御幣桶ノ用
御幣桶ノ用 御菜笥サイヤ
包丁 足タライシヤウシヤノ用

杓大小 杓子シヤク
御幣桶ノ用 銚子ヒヤク
鋳 飯料白米

汁シユ 味噌 塩 菜サイ

馬ノ大豆 糠藁 柴 破木

鍋釜ナベ 重輪 指繩 竹大小

曾木ツヤヒラハリノ
用 繩等 御器奉行人ノ
用ナリ 折敷

(27) 一九月十日ノ夕ヘヨリ精進屋ニ入ヘキ事

精進以前ニ塩コリカクコトハ昔ハ住吉ノ濱ニテ

祭礼ノ物共買使立ニ今宮ニテ塩コリカキタル願主

モアリ但今ハ多分龍田ノ塩瀬ニテカキテ

精進ニ入ニ子細ナシ又今宮ヘ十日行テ十一日ニ

カヘル今宮ヨリ精進ニ入別火ニテ物ヲ食

ヘシ

(28) 一大宿所奉行奈良ヘ少シ上沙汰スヘキ事

九月八日九日ノコロヨリ大宿所へ物共ヲノホセ

シカルヘキ奉行人上テ馬屋ヒラハリ三階棚

ナント用意ニ付テ番匠ヲ仕ヘキ者也次ニ

此時人々ノ方ヘ人夫ヲ申テ仕トキ其人夫ニ

奉行人ヲ付給ヘキ由ヲ申テ其用ノ時

奉行人ノ名ヲヨヒテ人夫ヲ仕フ者也人夫

ハカリヲヨヘハメシニモシタカハス名ヲモ悉ク存

知セシテ正躰ナキ者也

(29)

一精進屋へ十日ノ夕ヘヨリ入御湯ツカハヌサキニ

諸ノ穢タルモノ并ニ重服輕服ライハス出スヘシ

但女性ノ月水ノコト下部ヲハ悉ク出スヘシ

又然ヘキ人ヲハ其屋敷ノ内タリト云トモ

其精進屋ニアラサル各別ノ棟ノ下ニ置申

テ彼精進屋ノ人出入ヲセスハ子細アルヘカラサ

ル者也次ニ御湯仕テ後ハ願主ト射手ノ兒トハ

別火別庭ニテ日コリヲカクヘシ川コリ也

(30)

一精進人ノ食物スヘキ在所各別ノ所タルヘシ

其故ハ展轉ノ行フレノ穢ヲノソカンカ為也

食物スル下部ハ老タル女ヨシ若女ハ穢出来

ノコトアリ又男モヨシ次ニ精進屋ノ火ヲ

余所へ出スヘカラス毎度火ヲ打カヘテ食物ヲ

アサナベニテシテ土器ニテメサスヘシ其メン残タル

クキモノモハシモコトノ毎度土ニホリウツ

ムヘシ人ニモ犬ニモクワスヘカラス但桶杓アサ

ナヘハ同物ヲ仕フ者也又十六日ノ朝ハ食物ヲ

マイラセテ後願主ノ御上ヨリサキニ諸ノ雜事

アサナヘ等キヨキ夫ニモタセテ奈良ノ精進屋

ニテ食物ヲトクキトナミテ夜宮マイリノ出

立ノ時マイラスヘシ願主ホネヲハララセ給アサ

ナヘ土器タル間其味ナシ以外クタヒレ給者也

食物ヲ用意シ置テツネニサシ出シテマキ

ラスヘシ次ニヨロツニ付テ穢ヲハシキ事

又ハ心ニカムルコト出来シ給ハシ時ハ毎度神子

ヲヨビサンケヲセサスヘキ者也

(31)

一十二日三日ヨリ奉行人ヲ悉ク上スヘシ彼奉

行人ヲ老タルト若ト二人ツムモ又ハ三人四人ニ

テモ其物ニヨツテ取合テ付申ヘシ其故ハ老

タル人ニ下知ヲセサセテ若人ヲ仕テ其用ヲ

ナスヘキ為ナリ如此用意シテ待申處ニ

諸方ヨリ助成ノ錢米酒肴毛立懸物等

破籠餅粽諸ノ雜用物等モチ来ルシ

ナノノ惣奉行人其器量ヲ守テ一色ニ

二人ツムハカリノ奉行ヲ付テ大宿所并ニ少

宿所ニ納置テ仕ヘシ又彼奉行人タチニ

任日記ヲサセ申テ惣奉行取アツメテ置

以後願主ニ見セ申ヘキ者也

(32) 一大宿所御湯仕ノ事十五日地下ノ神子ヲ

請シテ御湯ヲツカキテキヨメテ願主ヲ入

申ヘシ同ク入目ノ日記コレハムカシノ最下ノ日記也

御湯ノ布施ニ百文中紙一帖散米白一升

桶一杓一木テウシ一コキヲ二コキ筵一枚

酒 又御シメアケトテセニヲトルナリ

(33) 一大宿所精進屋事 二間ハカリナル別ノ間

ニ御シメヲ引テ新キ畳ヲシキ入申ナリ 又

精進屋ノ御タイ所ハチカキ別屋ヲコシラヘ重

輪 ボウロク カハラケ 五分六分入イモリ ツイカサネ

ノ御タイ大小桶杓白米味噌塩御菜シノミ

火灯ホクソ色ノ入ヘキ物トモヲ為中ヨリ用意シテ

(34) 一夜宮ノ事 十六日ノ朝大宿所ヨリ御神楽錢

垢飯 酒肴 極 鳥 兎 魚 破籠 粽

折敷餅等悉折帑ニ注拜殿ヘ送申テ沙

汰人ノ請取ヲトルヘシ彼送物ニイカニモノソツシ

ニナキ中間ヲ奉行ニ付ヘキ者也

(35) 一御幣挿ノ事 祢宜ニ兼テヤクソクシテ

十六日ノ朝願主ノ上ラサル以前ニハサミマウクヘシ

入ヘキ物注文

御幣帑二帖 御幣串五本 白米一升御ヘイワク

白米一升用_{サン}米ノ ムシロ一枚 桶一

木テウシ一 杓一 布施五百文

小刀 以上但布施ハ願主ノ器量ニヨル五百文ハ下品

(36) 一十六日ニ願主田舎ヨリ上給ハヌ以前ニ用意シテ

待申ヘキ條々 次ニカケキヌヒサツキモチ

的三枚 同モチテ下部御幣一人タウシキ神馬引カスヘシ

射手ハリカヘ出立ノタフク委細ヲクニシルス

(37) 一的ノハキヤウノ事 檜ノ木ノマサノ板ナリ

コワトノトヲ合テ二枚ハキナリノ寸法

廣サ一尺九寸 厚サ一分々中 串ノ長サ四尺五寸

串ノ面一寸 四方ナカラ 但的串ノ長サハ射馬ノ寸

身ニヨルヘシシヲテノネトクラフヘシ的ノ数六枚ノ
代三百文ニテ番匠請取ト云但四百文ニテモ
又今程ハナラニテヒモノシカウケ取ミノマサ
ヨシ次ニ御ヘイ串ハ的ニ付クナリ」

(38)

一御幣五本串ノ長サ五尺五寸ヒロサ一寸ナリスコシ
モ長カ吉キナリ御幣付絹ノコト若宮殿ノ御
幣ニハカナラス付絹アルヘシ付サレハ申上ヲサヘ給
者也大宮殿ニハ付ネトモ子細ナシ其故ハコナタ
ヨリ有縁ノ神主殿ニ申上ヲサセ申ニヨツテ也
但其四本ノ御幣ノ串ヲ結合テ付絹ヲ一
ツクル事モアリ又四本ニ絹四ツケ給モアリ
其願主ノ器量ニヨル者也
次ニ当社ヒサツキノ絹一引ヲ二ニキリテ兩社ニ」

スルモアリ又兩社ヘ一ツムスルモアリ願主ニヨルナリ
次ニ録ノ神楽ノコト八人ノ八乙女五人ノ神楽男ニ
カツケ物八人ニ絹八五人ノ男ニ直垂布五アタ
ラシキ白フタニ一ニ入テ其用々ノキヌニフタヲ
付テ其用々ノ時見テ取ヘシモチ夫一人装
束ハ上下ノサハヤカナルヲキスヘシ

(39)

一神馬ノ事願主ニヨルヘシナクトモ子細ナシ但

モシ一疋マキラセハ若宮殿ヘ引ヘシト云也尾ニ
シテヲ付テサヲムサシテ用意アルヘシ引テハ」
下部装束ハ上下ナリ

(40)

一夜宮マイリノ張替具足ノ注文事
鍔ヒタムレカチン 腹巻ドウ丸 烏帽子カケハ ハムキカチン
手繩 ワラクツ白 弓袋 馬鞍 轡 鞞
鏡 腹帶 ウチマセ 刀 同サネ
願主ノ結構ニヨツテハリカヘニフサヲカクルモアリ
タフンハウネフトヒラシリカキナリ

(41)

一射手ノ兒ケハイノ具足事
白粉 經粉 タトウカミーツイ 眉作 眉スミ」
解梳 鬢梳 コマカ梳 水入 水引 水引
次ニ兒ノ出立ノコト 取ラン用ナリ
水干 竹笠 弓矢 逆顔 矢走 ユゴテ
帯ニスチ 扇 行騰ハリニ糸ヲ付ケテ用意スヘシ
射馬ノ鞍具足悉ク十七日ノ物タルヘシ次ニ射馬
ヲハイタハラシニ馬場本マテ引セテヲキ給
ヘシ夜宮參ノ兒ノ乗馬ヲハ別ノ馬タルヘシ
爰ニ結構ノ義カ夜宮參ノ射馬ニフサノ
鞞ヲカケ給人アリ是又タカウ儀ナリ射馬」

ハ平鞞タルヘシ馬場本ニ引セタル射馬ニ兒ノ
召給タル馬ノ鞍ヲ置カヘテ夜宮流鏑馬ヲ射
サセ申ヘシ

(42) 一 坩飯ノ注文

飯 白練二四方ヲハルヘキ用
ワター把ウヘヲツムムヘキ用

汁 カケモエキ
アルイハシルニモアリ 菜 ソメ物六カマスカモノ
或ハ四ツモアリ

大瓶 アウネリ一同クロヲ唐物一ハタハリ四ホウ也
キンラントンスノダクキスハヨリモノニテモ

銚子鍬 一對アタラシキナリ

酒杓 キンラントンスノダクキニテツムムヒロサハヒウチフ
クロホト入ヘシ 小ヒシヤクヲツムムヘシ

ヲリ物ノヲヒ一ハタハリ是ニテ大瓶ノ臺ノ足

ヲマク又銚子鍬ノ中ヲユウツネノヲヒタケ

ヲ六ニワルナリ

扇 四本シルノウヘニ四方ニ一本ツムトチ付也

各々イツレモ臺アリ繪ヲカク丸ニ家ノ文ヲ

カク也拜殿ノ御前ノ間ノ寸尺ヲトリテ

坩飯ノヲウキサヲコシラユヘシ間ヨリ大ナレハ

ハキテンヘ入ヌナリ

(43) 一 大宮殿若宮殿御内へ酒肴ノ事

ヲクリ状 大宮殿御内
若宮殿御内ヘトカク 拜殿ヘノコトク願主為

中ヨリ注文ヲカキテ奉行人方ヘ仰付ヘシ

但御内ヘノ酒肴ノ事ハ近年マキラセ初タル也
マイラセストモ子細ナシ又願主ニヨリテ兩社ヘ
御供ヲマキラスルモアリ是ハ私ノ心サンナリ

(44) 一 夜宮マイリ上ノ装束用意注文

上ノ水干笠ムカハキ タビ クツ アフキ ユゴテ

テフクロ ユミ ラヒ 上矢九 サカツラ ウシロラ

ウハラヒ ツルマキ ヤハシリ ムマ クラ

クツワ アブミ フサ シリカイ タツナ ハルヒ

フチ 白サシナハ

(45) 一 ハリカヘノ用意ノ事 マエニシルスナリ

(46) 一 マトモチノ装束 同サネ ワラクツ

(47) 一 御ヘイモチノ装束 同サネ ワラクツ

同下巻

(1) 夜宮参ノ次第同兩社ニテ奉幣御神楽等ノ事

(2) 馬場破事 (3) 夜宮流鏑馬之事

(4) 夜宮流鏑馬ヨリ下向大宿所ニテ雜掌ノ事

(5) 宵催ノ事 同願主交名
之案 (6) 大宿所ヨリ送物 同引出物事
國民ノ名字

(7) 暁催之事 (8) 南大門見参取事

(9) 渡物用意 同キセナカ
用意事 (10) 揚之注文

(11) 張替注文 (12) 随兵注文

- (13) 童ノ具足注文事 (14) 十七日朝場隨兵〔用
意權促
之事〕
- (15) 南大門上臈次事 (16) 番宛之事
- (17) 隨兵ニ乗様事 (18) 二行打ノ隨兵事
- (19) 的立口取用意事 (20) 馬場本へ上臈次事
- (21) 衆徒馬場下事
- (22) 上古願主吉凶事
- (1) 一夜宮参リ行列ノ次第〔フリ
稀ニ臈次ヲカキテ
奉行ヲ付テ次第ヲ定ヘシ〕
- 一番的 二番御幣 三番〔ハイテンノカケ
ヒサツキノキヌ〕
- 四番御神楽 五番神馬〔次上ノ
ウチノサキ〕 六番着背
- 七番場 八番ヤカタロ〔二行
ノチ〕 九番願主
- 十番傳 次ニウチコミ〔殿原トサトノ者ト
スヘシ
ハイツアケテウタ〕
- 願主カクノコトク臈次ヲトムノヘテ夜宮ノ参
- シ給へハ隨兵ニノリ給フ國中ノ大名タチ
- 一ツレノ旨リタマフナリ願主二ノ鳥居ニテ
- 下馬シ給テ揚射手ヲハ中間ノカタニノセ
- 申へシ但大兒ハアユハセ申へシ御師ノ称宜
- マチ申テハラキ願主藤ノ鳥居ヨリ西ノ
- 廻廊ノ南ノ慶賀門ヨリ入テハ講ノ屋ノ
- アキヲトヨリ御前へマキリ給フ射手ト
- 願主トハ大宮殿ノ御前ニ楡二枚シキテ

置タルニ西ニ射手東ニ願主座シ給ナリ

射手ハ左ノヒサヲ立テ右ノヒサヲシキテ

弓ヲ立テ左ノ手ニテモチ給フ願主カネテ

ヤクソク申タル神主殿ノ沙汰トシテ御幣

五本ユイ合テモタセタルヲ一本若宮トノム

ヲノコシテ四本ヲ一ソク若殿原取テ称

宜ノ方へヤルネギウケ取テ願主ト射手

トニ手ヲカケサセ申テ願主ノ童名ヲト

イテノチヒサツキノ絹ト御幣ト神主殿

ニマイラス則奉幣申給フ也其間ハ

キセナカトのモチトハ御前ノ石垣キワニ立ナリ

若宮殿へノ神楽モチハ南ノラウ門ニマタスル也

其後神馬マイリ大宮殿ノ申上ハツレハ神

主殿願主ニ對面シテ目出度候由ヲ申サルム

ナリソノムチ下向シ給者也

次ニ若宮殿へ参リ給フ願主ト射手トハ御前ニ

ワランタ二枚シキテアリ射手ハ北ニ願主ハ南ニ

座シ給へシ風情大宮殿ト同シ神馬ハ拜ノ屋ヲ

引マハスキセナカトのモチトハ拜ノ屋ノ南ニ立ツ

サラ神主殿申上ハツレハ射手ハ拜殿ノ内へ

(2)

入テ疊カイサマニ敷テアリ其上ニ弓ツエヲツ
キ御前ニテノコトク居給ヘシ願主ハアラハニ
立給フ神楽錢ヲハ神楽ヲトコノ祢宜ニケウ
タイスサテ八乙女タチ給フ其後惣ノ一立テミ
コマイアリテ後白拍子ヲマウ時カツケ物ヲカ
クルナリ一ソクワカ殿原カツケ物ヲ扇ニスエテ
拜殿ニラク扇ヲハトルナリ又別テ白拍子ヲ
コエハカツケ物ヲ一ツムカクルナリシカルヘキ願主ハ
三番マハセテ二色ノカツケ物ヲカケラルネリヌキ
ノシメ ヲリ物ナント也
次録ノ神楽ハシカルヘキ願主ハ沙汰アルナリ
八人ノ乙女ニソメ物一ツム五人ノ神楽男ニ直垂
布一ツム沙汰シテ乙女ヲ立モアリ又今程ハ料
足ニテ十貫文或ハ五貫文ニテ乙女ヲ立ル
モアリ願主ノハカラキ也
又録ノ神楽ノ時惣ノ一ヘウラノ布施トテソメ
物ヲカクルモアリ是モ可然願主ノ沙汰也」
一馬場ワリノ事ハムヘ同道ノ殿原カネテ用意有ヘシ
但ニ番ハ一族也或ハ六人八人十人ハカリ
夜宮ヨリ下向スル時夜宮流鏑馬ノハテニハムヲ
ワルト申ハ馬場本ヨリ一ノ的の二ノ的の三ノ的の

在前ヲ注スナリ然トイヘトモ廣野ニ向テ
其口傳ヲ得スシテハシリカタキ也的立ノ
役人ノ沙汰ニテ是ハ在也能ミタツネ存知
シ給ヘキ也 夫のノ所在ヲ定ル事ハ
マツ二ノ的ヨリワリハシムルナリ其子細ハ
御旅所ノ前ノ西ノ假屋ノ南向ノ東ヨリ」
二番目ノ柱ノ本ヨリ南ヘ一丈五尺ニアタル
所是二ノ的ノ在所也彼所ヨリ東ヘ十
四丈五尺ニアタルトコロ三ノ的ノ在所ナリ
是ヨリ北ニ南ヘカタムキタル松アリ彼松ト
的トノアイ三丈アリ又二ノ的ヨリ西ヘ二十
丈五尺ニアタル所是一ノ的ノ在所ナリ此北ニ
柿木アリ其東ノ柿ノ木ノトヨリ也又一ノ的
ヨリ西ヘ十四丈三尺打テ行其在所 馬
場本ナリ 彼所ヨリ北ヲ見レハ東ノ新御」
御塔ノ廻廊ノ辰巳角ノ柱ヨリ西ヘ七本目ノ
柱トヨリ也 是ヨリ射馬ヲハ出スヘシ
願主ハスコシ西ニ馬ヨリヲリテ立給ヘシ
次ニ如比の間ヲ打分テ彼興福寺大垣ノ
辰巳角ノ尾ノハナニアントンヲトホサセテ二ノ

的ヲ本ニシテ三ノ的ヨリ西ヲ見ハルカシテ
 一ノ的ト三ノ的ト北南ヘノ出入アラハ同トヲリニ
 ナラスヘキ者也 次ニ彼一二三ノの
 串ヲサスヘキ在所ヲ芝ヲ廣サハ付ハカリニ
 四方クワヲ以テ打ヲコシ取テ其アトニ楔ヲ
 土ヨリシタ七八寸ハカリ打入テ又ヌキ
 テ其跡ヘ七八寸ハカリナルクキヲ打ヲコ
 シタルアトノ土トカキナラシニ入テ其上ニ
 彼打ヲコシタル芝ヲ本ノコトク一二三ノ
 的ノトコロニヲムキテ置ヘシ此芝ノトコロ
 〱ノ的立ノ下人存知スヘキ者ナリ
 彼馬場ヲワルコトハ十六日ノ晝ホトヨリハ
 夜宮參ノ上下向ノ人馬場ニ多クシ
 テ見ハルカシナキニヨツテ十五日ノ夕部
 十六日ノ朝ノ間ニワルナリ然ニ三ツノ的
 北南ヘ出入同トヲリニ立ヘシ 爰ニ人
 問テ云ク一ノ的ト二ノ的トヲ間ハ何故ニ
 自余ノ的ノ間ヨリ遠ソヤ 答テ曰ク流
 鏑馬ノ兒衆徒ヨリ召カヘシノ時扇ヲ
 立ル其時流鏑馬上手ノ兒ハ一ノ的ト二

ノ的トノ間ニテ矢ヲ二モ三モツキハシラ
 カシテワキホソ鏑本 タハサミナントノ風
 情ヲ射給フコトハコノ的ノ間タル者也
 又アル人ノ云クモシハ夜ミヤナントニバムニ人スクナ
 クテ射馬のノウラヘキレテ行トキハメテ
 トテ馬ノカシラヲ弓ノ本ヲコシテ射ルヲメテト
 云ナリ 又キマノコトク馬キレテ行トキヲシ
 モチリト云テアリソレハウシロヘネチモトツ
 テ馬ノ三ツノ上ヨリマトヲ射ルナリ
 如此ノ手トモハクワシク云ヲシヘテ
 射手ニ心得ヲナサセラルヘシ
 夫如此的ノ間遠近不同ナルコトヲ存知セラレ
 サル願主馬場ハ二町ソト心得テ其分ヲ
 三ツニワリアハセテ流鏑馬ヲナラシ給タル願主
 ノ射手為中ト奈良トノ馬場ノ的間不同ナ
 ルニヨツテ多分的ヲ射ハツス者也此日記ノコ
 トク馬場ヲワリテナラシ給ヘシ是心得カタ
 キ人ワタラセ給ハム彼馬場ヲ繪圖ニ移シ
 テ詞ヲ加ヘタル本ハシヲノ駿河ニアリタ
 ツネ見給ヘシ

又アル人ノ云ク奈良ノ馬場ノワリ様此日記

ノコトクワリタレハ二ノ的ハ三尺ハカリ一ノ的

ハ五尺ハカリモ南ヘヨル者也ムカシヨリ衆徒

ナント北ヘヨリテ立給歟大ニフシンナル子細也

此コトハリヲヨク／＼カクゴシテ仕丁丸ナン

トニレウケンシテワリ給フヘキ者也

(3) 一夜宮流鏑馬事

願主一騎別ニヤフサメ一番ツゝ射給フヘキ者也

此三所ノ的ノ本ニ人ヲキテ射タマイタル

矢ヲトラスヘシ夜宮ヤフサメノ矢ヲ無沙汰

ニシテ場ノ日事ヲ闕タル事アリ但然ルヘ

キ願主ハ兩日ナカラ矢ヲ射ステ給モアリ

夫流鏑馬ト申ハ武田 小笠原其他家々

ノ流アリ彼流々ノ説ヲ習傳ヘ給タル人々

其年ノ射手ニヲシヘ来給フ處ニ若宮ノ

祭礼 元弘年中ヨリ 永徳元年碎

歳ニ至マテ四十余年ノ間ニ廿八年闕如ス

然ハ毎年相續ナキニヨツテ國中ニ一流相

傳ノヤフサメノ師匠サラニナシ夫永徳年中

ヨリノ流鏑馬ト申ハ彼家々ノ流イツレト

モナク取合ナラシテ馬ヲハセワタシ的ヲ射

破給タルマテ也是武家ノ人々ノ見給事國

ノハヂタル者也然ニ神ノタメ國ノ爲其家ハ

何レタリト云トモ一流ノヤフサメ習傳テ國ノ師

匠トナリ給ハン事御興隆タルヘキ者也

(4) 一十六日夜宮流鏑馬ヨリ願主大宿所ニ帰給ハ

若宮殿ヲ以テ随兵傳ニ召レタル人々ノ

御方ヘ大宿所ヘ御入アルヘキ由給ヘシ

同大宿所雜掌ノ風情陪膳ノ一ソク殿

原用意シテ待申處ニ人々入御ワタラセ

給ハ其一手／＼ヲ一座／＼ニナラシ申

御坏ヲスエ初コンスエサカナ 二コン目ニ九スエ

三コン目破籠粽折敷餅ナリソノムチ

クワシヲマイラスヘシ奉行／＼ヲ付テ

ヲチトナキヤウニマイラスヘシ又今ホトハ

定リノ三コンマイリ其膳ヲ上テ後ケタミ

フンニマンチウナリ共サウメンニテモ或ハ三

コン或ハ五コン願主ノ分限ニヨツテ吉酒

ナントホンソウシテマイラセラルナリ

居肴三之内ハス 蚶アミノスコ 海鼠

九居 暑預ヒツノイモ イリコ 鮑アスヒ 鮭サケ

鳥 兎ウサキ 鯛タイ 鱧ハム

餅 以上大略比等也」

此外結構シ給願主ハ如何様ノ魚鳥ヲモ御サカナニコシラヘテマイラセ給者也

(5) 一宵ノ催願主ノ交名トリニ米中網仕丁

兩座ニ五十余人ハカリ来ルスエサカナナ十

九スエ ワリコ 粽 折敷餅 悉クスエテ

酒ヲ三コンモルナリ シヤクハイセンハ中間ノ

沙汰タルヘシ同兩座ヘ定取錢願主一騎別ニ

貳貫五百文下行スヘシ又別儀ニ当代大名

ノ願主五貫三貫文コムロサシアリ」

次ニ願主ノ交名出ヘキ案文折帄ニカクヘシ

其在所ノ名ヲソハニ細字ニテカク

一番長川 某丸

童名ヲ本ニカク也

(6) 一大宿所ヨリ随兵方ヘ送物アルヘシ其送物状之

案文折帄ニ

酒三桶 筒一荷 榊五荷 鯛五懸

鯉三喉 鱸二喉 鴈二羽 鴨二番

鶺鴒ヒシノイ 一 金鳥三番 鮎ノ鮠

破子十合折敷餅十束粽十連」

鱧マス 鱧カレイ 鱧フリ 海風イリコ 鮑アハヒ 小蛸魚スルメ 蛸タコ

鱧ハム 鱧カツホ 鱧エイ 干鮭サケ 蛸エヒ 鮠イカ 烏賊同

鯛タイ 鱈チ 蛤ハマ 鱈スルメ 王餘魚カレイ 鯉ヨイ 鮎フナ

鱸スキ 鱧イ 鱧ト 鱧ヒ ニシン 鱧ナ マツ鱧 ウナキ 鮎ムツ 鮎ハエ

鱧ス カカ 鮎サ メ蟹 カニ鱧 カキ 蚌ニシ 鱧魚 エイ

鱧イ ハシ師 カマス 鮎同 鱧タ ラ鱧 クシ ラ鱧 サハ

引出物

錦三把 赤根染物三 絹二疋

手袋一具 沓一足 銚子鏡 一具

面皮三枚 鞍骨一口 鞆一具 切付一具

願主某

箸尾殿 金剛寺殿 伴堂殿 片岡殿

立野殿 相谷 嶋 岡

北角 萬歳 高田 中村」

布施殿 俱尸羅々 橋原々 脇田々

吐田々 糯田々 宝々 稲屋戸々

越智々 五条野々 子嶋々 南郷々

筒井々 柄垣々 細井戸々 岸田々

河合々 櫛本々 山田々 福住々

長谷川黨 唐古々 在原々 大木々

楊本々 戒重々 江堤々 大西々

大竹供々 賀留々 十市々 味間々

木原々 松塚 土庫 吉備々

池内々 安部 放野 志賀

佐味 高瀬 迎田 小林

郡山 超昇寺 山陵 狭川

須川 平清水 長谷 椿尾

小蔵 助命 山中 丹生

柳生

(7) 一 晝ノ催ノコト公人兩座四五人來ヨイノ

コトク酒肴ヲ居ヘシ是ハ宵ノ催ノ時

交名取テ別會ノ五師ノ坊ニテ流鏑馬

番宛定給タル日記ヲモチテ來ル此日

記ハ末ノ願主ノ為ニハ大切タルヘシ

長川平田ハ一番タル間凡心得マテ

ノ日記ナリ

(8) 一 十七日ノ晝刀時ハカリニ南大門ニ柱松ノ

立ヲ見テ見參取ニ行ヘシ射手ノ兒ノ裝

東ハ夜宮マイリノコトシ馬鞍具足 同

殿原四五人馬ニノセテ供スヘシ但此時夜

宮參リニカハルコトハ張替ニ申ヲキスル者也

南大門ヘアカル時ノ藤次ノ様

一番的 二番キセナカ 三番射手

次ニ殿原イテハ南大門ヲ三度メクルハリカヘト
カシツキトハ西ノツイデノハナニ居

(9) 一 渡物用意事 キセナカノ具足注文

鎧 鎧直垂カチン 弓袋 ホウシ ハムキカチン

クムリ ワラクツ 馬鞍 総ノ鞆

ケアヲリ 引指繩ウチマセ クツワ 手繩

腹帶 鎧 ハリカヘノサネ カタナ

ユカケ タビ

(10) 一 十七日揚ノ具足注文

水干 馬鞍 クツワ

アフミ ケアオリ フサノシリカイ 引サンナハ白

タツナ ハルヒコレマテハ預所殿御サタ アケカサ ヒタアテノクミ

ユコテ アフキ 手フクロ タヒ ムチ

ユミ カケカヘノツル 箭九但余分アルヘシ
カフラス同シ

カリマタ教同 ツルマキ ウワヲヒ ヤハンシ

サカツラ ウシロヲ ムカハキ クツ

カチラウタウ十人同サネ」

エホシ十頭カタナ十ヨシアフキ十本上ノカチラウトウハ
太刀ヲハハカス

ヒタムレ十具大口十口

徒童ネリワラワノサネ中間一人的モチノサネ下へ一人

トネリノ女子下へ二人タウシキノサネ下へ八人カミマキ
ワラクツ人別一ソクツ

(11) 一張替ノ具足注文同サネ足注文

ハラマキ筒 ヨロイ同ヒタムレ 弓ノフクロ

クムリワラクツハムキ 馬

クラ アフミ白 クツワ白

シリカイウネフトアヲリ サシナワウチマセ」

タツナ ハルヒ カタナ ハリカエノサネ一人下へ

テフクロ タヒ

(12) 一随兵具足注文

ヨロイ 鎧ヒタムレ エホシエホシカケ一寸
マタラ

テツカイ スネアテ ハムキ ケカリハ

太刀 カタナ 征矢 サカツラウシロヲ
ツウハマキ

アフキ テフクロタヒ 馬 クラ

フサノシリカイケアヲリアフミ クツワ

サシナワ白タツナハルヒ 弓 フチ

カチラウトウノサネ 大クチ」

ヒタムレ タチカタナ エホシ同カケハアカムワ

タウシキノサネ 同装束同装束損料 ワラクツ

(13) 一童具足注文一四ニサネノサタ
ゴソテイノ事ナリ

ハラマキ同丸 コテ タチカタタヘキ カタナ

サシヌキ ハムキ アフキ カツラカネノカウ
ニテ上ヘシ

ワラハノサネ

(14) 一十七日ノ朝揚ニメサルム御方并随兵ニメサルムカ

タノへ殿原ヲマイラセテ御用意候テ御出

立イソカレ候テ給候へト二度モ三度モ大宿所ヨリ」

申スムムルヘキナリ

(15) 一南大門へ上ル藤次

一番の 古老ノ一族吉也但今比ハ若殿原打也
二番前打二行 三番キセナカ

四番揚 五番ネリ童 六番カチラウタウ

七番張替 八番随兵 九番若一族
ヤカタクチ二行

十番願主 十一番傳 次ウチコミ

ヨリカミニ藤次ヲカキテ奉行ヲ付テ次第ヲサタムル也

時ニトリテハ物シナル間心得タル人ヲ二人奉行ニサスヘシ」

(16) 一南大門ニテ随兵ノ番宛ノヨミ様南大門ノ

正面ノ東ノトヲリ馬ヲ南ヘノリ出シテ乾方へ

ヒキムケテヨムヘシコエハ中音タルヘシ

此役人ヲハ兼テヨリ申定テヨミヤウヲナラサセ
申也口傳アリ番宛ノカキヤウ杉原ヲ折
紙ニシテ

長川隨兵番宛次第

合一番 二番シタニ名字ヲカクニ殿ノ字ヲハ

スエサルナリ里ノ名ト假名也官名アラハカクヘシ

(17) 一隨兵ニノルニ所ノ在所ニ馬ニ三地ヲラスルト

御坊人隨兵ニノリ給ニ北ヘ打テ行カ御サシキノ

前ニテ西ヘキツト馬ノ頭ヲ引ムケテ馬ニ手繩ヲ入

サセ三度ヒツスエテサテ弓ノ前トエホシノ前トヲ

一度ニキツトカタムケテ馬ヲ北ヘヒキムケテ打テ

行ナリ弓ノホコマイラスルト云ナリ

又大鳥居ニテ北ヨリ打テ行カ大鳥居チカク

ナレハ馬ノカシラヲスコシヒツシサルノ方ヘ引ムクルヤウニ

シテ大鳥居ヲスコシ南ノ柱トヨリニナル程ニテ

馬ノカシラヲ東ヘキツトヨリテ三度ヒツスエテ大

鳥居ヘ入ルムナリ乗テニヨツテ馬ニ手繩ヲ一ツ

三ツ入サセテ大鳥居ヘ入給也

又御旅所ノ御前ニテ東ヘ打テ行カ正面ニ

テ馬ノ頭ヲキツト北ヘヒキムケテ馬ヲヒツスエ

テ弓ノサキト烏帽子ノ前トヲ一度ニキツト
カタムケテサテ馬場末ヘウツナリ是ヲユ
ホコマイラスルト申ナリ

(18) 一二行打ノ隨兵大鳥居打入ヤウ左ノ隨兵大

鳥居ノ北ノ柱ヨリ七八尺西ホトニ馬ヲ南向ニ

引立徒郎等ヲハ鳥居ヘ入カムル又右ノ隨兵ハ

西ノソキヲスクニ打トヨリ鳥居ヨリ未申角マ

テ馬ヲ打ツメ彼角ニ馬ヲ東向ニ引立大

鳥居ノ南ノ柱本ヨリ七八尺西ニ引立徒郎

等モ今ノ主人ノコトク角マテ廻テ左ノ徒

郎等ノコトク鳥居ヘ入カムルヘシ此時左隨兵

馬ノ頭ヲ東ヘ引向ル左右ノ隨兵見合テ馬

ヲスコシヒキスサラカスヤウニシテ手綱ヲ

二三入サセテ後同時ニ鳥居ヲ入給ヘシ但馬ニ

心得給タルアサテハ子細ナシ馬ニ心得給ハ

サル相手ハナンキタルナリ然ハ西南院ノ辻

雲居坂ノ角ヲ折時鳥居ヲ入ヤウヲナラシ

給ヘキ也但此辻ニハ右ヘヒカヘ左ハスムム

ヘキ辻ナリ雖然タカイニ才覚ヲツキ給

ヘキ者也

次ニ二行打入御旅所ノ御前ノコト左ノ隨兵

北向ニ御社ニ向テ馬ヲ引立又右モ其南ニ

重テ馬ヲ引立トモニ烏帽子ノサキト弓ハス

トヲ同時ニカラムケテ大明神ヲ礼シ奉ル

ヘシ其後馬ヲ東頭ニ引向打テトヲルヘシ

又花林院ノ御所ノ御サシキノ前ニテノ御礼

モ御旅所ト同シ

(19) 一十七日馬場ノ流鏑馬用意事

的立裝束損料 口取裝束損料 童裝束ハアケノ童ノ

馬ノ口可取殿原馬場可通中間

的モチノ当色裝束上ノワタリノ

然ハワタリハテム的立口取ノ仁ヲイソキ大宿所へ

請シ申テ又裝束師モ同クヨヒテ的立

口取ニ裝束ヲキセ申ナリ但的立大名ナ

レハ裝束師ヲ我宮へヨヒテ出立者也

的立口取太刀イカニモクハミノ吉ヲハキ給フナリ
刀ハ向ニハサムスワキニサス願ノ吉ヲサ
ヘシウハキノコソテハ白キアヤナントヨシ
馬ハフサカラカケテメサルヘシ

次的立口取ニ出立トヲチ付トニ酒ヲマイラスヘシ

前ニハシキニスエ申ヘシ

(20) 一上并キセナカ渡ノ時ノ具足等用之

水干 馬 鞍 綱等イツレモワタリノコトク

当色八人 的持 舍人

(21) 一同時流鏑馬注文

水干アケノ袖ワトキテ 竹笠 アフギステフチ

馬クララ置テ引スヘシ 鞍カイスリタルクロクラ具足等
アタラシキヲ用ヘシ

轡イカニモカロキヲ 鏡木アフミ何ニモ
カロキヲ用ヘシ

平鞆

或説ニ云此時ノ射馬ノカミヲハヌカスシテ結タル

ヲ其マム置ト云其故ハカミヲヌキツレハ馬ノ

手綱馬ノ頭ヲカヘテ足ニカムリテケンタユ

コトアリカミヲヌカサレハタツナユイタルカミ

ニトムマリテ吉ト云ナリ

次ニ射手的立ノ馬場本へノムカヒニ殿原ヲ

兼テ申定給ヘシ

(22) 一流鏑馬ノ馬場本へ上ル藪次

一番的 二番揚ノ先打 三番キセナカ

四番射手 五番的立 六番口取

七番童 八番屋形口ニ行 九番願主

十番御師 十一番傳

次ニウチコミ

(23) 一馬場本へ衆徒ノ御下向事

兼テヨリカタライ申ヘシ願主出合クツヲ

ヌキアフキヲモツ衆徒ノ馬場下云也」

(24) 上古願主吉凶未代人、才覚用註之

合

夫神者不受非礼忝宿正直之首然ニ流

鏑馬ヲ奉勤仕事大名小名ニモカキラス

富貴食道ニモヨラス只願主ノ心ノモチ

ヤウニ依テ無為ニ令勤仕吉例ノ願主ト成

給モアリ復思外雖勤仕不吉ノ願主ニ

引レ給モアリ夫吉例ノ願主ト申子細ハ」

古或人少分限タリトイヘトモ日来ヨリ願

主ヲ心ニカケ奉リ致月次社参ッ日ニ春

日山ヲ拜シタテマツリ首ヲカタフケテ祈

申サル雖然兼定置給ヘキ料足不足ノ

故カ又信力ヲイタス處カ初物ト名付テ

諸ノ上分ノ多少ヲ限ラス投クワエ置給キ

御神楽米ノ種子物ヲ奥行セラル下ハ

一粒半錢タリトイヘトモ塵ツモツテ山ト」

ナリ砂長シテ巖ト成カコトク成立事

ヲヒタムシ然ハ彼種子物ニ自分ノ沙汰ヲ涯分

入クワヘ置給處ニ又人々ノ助成思外ニ出

来ス爰ニ神力アラハルトヲホシクテ可然

人々随兵ノ実ニスミテ召サル彼送物拜殿

ノ挽飯大宿所ノ雜掌等其外ノ沙汰共

無為ニ勤仕セラル然者社家ノ人々ニ嘆徳ノ

詞ヲ得給フ其外國中ノ上下人々満山」

サルハナン是日来ノ願今成就セシメ喜ヒノ眉ヲ

ヒラキ給者也 爰ニ或人曰ク此願主更ニ私

ノ心ヲモチ給ハス只正直ノ心ヲ本トシテ願心ニ

誠アル故ニ神慮ニカナイ奉リ如此無為ニ

令勤仕吉例ノ願主トナリ給者也然未代

ノ願主此人ノ心ヲヨク存知セシメ給テ其沙

汰ヲイタシ給ハム必目出カルヘキ者也

次ニ昔或人大名ニシテ威勢ヲヒタムシ然者

人ノ痛ヲモ更ニカヘリミ給ハス其器量ニ依」

テ浅深モナク只助成ヲ巨多ニ申カケラル

復管領ノ内ノ神社ニ夫役ヲカケラル次日

来ヨリ流鏑馬米ト名テ借散シ置給タル

料足ヲ此時ヲ前ニアテムキフク責立ラル

雖然其身不滙沈ニシテ無沙汰ナル輩ニラキ
 テハ住宅ヲ破リ取其心ユカサル質物ヲ取流シ
 又管領進退ノ内可然輩ニラキテハ有徳
 錢ヲキリカケラレ其駄器用アリト云ヘトモ
 時ニソソシテ其煩多シ彼料足ヲ以テ初テ
 鎧ヲアマタヲトシ立隨兵ノ具足等其數改メ
 ラレ只我ニ上越タル願主上古ニナシ末代難有
 思フ名聞ノ心ヲ本トシテ人ノナケキヲモ更ニ
 カヘリミ給ハス私ノ沙汰ヲイタシ給コトヲヒタムシ
 爰ニ一ノ不思議アリ十六日夜宮ヨリ大雨
 フリ出テ同十七日十八日ノ夕部マテツイニ
 降留ラス同十九日ノ朝衆徒先例ヲタツネ給処ニ
 十七日ノ祭礼雨ニヨツテ延引在テ同十八日
 ニ行タル例ハアリ十九日ノ例ハナキニヨツテ衆
 徒悉ク退出セラル彼願主此間クワタテ給フ
 トコロノ太儀只一夜ノ如夢此人非礼ヲ多沙汰
 シ来リタマイタルカ故神慮ニソムキ給カ彼代
 マテノ不吉ノ例ニ引レ給コト無念無申
 斗次或願主イニシヘヲ尋キム給ヘハ只人々
 ニ煩歎ヲノミカケ給タル願主不吉也」

夫慈悲萬行ノ御神ニテワタラセ給ヘハ私ノ
 心ヲ以テ沙汰ヲ致タマウ間神慮ニ奉背キ給
 歎然者我此時ニラキテハ涯分願主ノ沙汰
 ヲ本トシ人々ニ煩ヲカケス慈悲心ヲ以テ其
 沙汰ヲイタシ奉ラント思フ心ヲフカクモテ給フ
 夫彼人ノ慈悲心ト申ハ人ニ助成申サン
 時何ニモ煩ナケキナキヤウニ沙汰ヲ至スヘ
 キ願ヲヲコシ給然ハ此願主人ニ器量ヲ
 マモリ其用人并大宿所ノ沙汰等ヲ申給
 時マコトニ其煩ヲフカク痛思心ヲ以テ申給
 又我管領進退ノ内ノ輩ニラキテハ其中
 ノ可然仁ヲ少々召ヨセテ我大事此時ニアリ
 各ハシメテ余人ニ其歎ナキ程ヲ相斗テ
 助成并ニ人夫傳馬等ヲ涯分可致其沙
 汰由下知セラル然ハ我人心ヲ和合シテ
 上下ノ人ノ助成ヲヒタムシ更ニ自他ノ煩ナク
 無為ニ勤仕ラル也是ヲ目出度願主ノ例
 ニ引申者也
 次ニ不吉ノ願主ノ例ヲ引テ曰ク夫國役難
 遁故ニ願主ヲ請取トイヘトモ只自由ノ心ヲ

本トシ給ヒ御神楽并隨兵ノ騎カス大宿所
等ノ時儀其外ノ沙汰共分限ニ合セ申テハ
如形ノ儀ヲ以テ定置給只助成物ヲ多ク
コイ取給キテ彼料足ヲ以テ諸ノ沙汰」
ヲ致スヘキ心ヲモチ給タル願主ナリ此人
祭礼日近ナリケレハ大宿所ヘ大小事ニ付テ
上置事キハモナシ同諸ノ送別ノ魚鳥并
人々ノ助成ノ雜掌等悉ク大宿所ヘ出来
之處ニ俄ニ触穢ニヨツテ式日ノ祭礼延
引ス復其後ノ祭礼ノ時ハ願主ニ中天
出来シツイニ勤仕ラレス
又其時代ニ彼勤仕ラレサル願主ノ心ノコトクニ
心ヲモチ給願主アリ此人モタヒノ取クワ
タテラルトイヘトモ兩三度延引ス其煩幾
ソヤ雖然此ノコトキノ願主其後此日来ノ
心ヲ改大明神ノ御前ニテ懺悔ノ心ヲ以テ
涯分祈念セシメ給ナラハ神慮ニ相叶給
事モアルヘキニ誠ニ如形ノ儀ヲ以テ其沙汰
ヲイタサル間其身ニ中天忽ニ來ル同子孫
ヲキテ更ニ目出カラス是等ノ人ヲ不吉ノ

レイニ申者也
爰或人曰ク彼願主ニ其器量アリトイヘト
モ心ニ私ヲモチタル人ハ神慮ニ背給者也
夫実ニ其器用ナキ願主ハ助成物ヲ蒙ラ
スハ勤仕アリカタキニ依テ涯分助成ヲ申
テ其沙汰ヲ致シ給ハンコト私ノ心ニテハ更
ニナシ子細アルヘカラサル者也
一願主其分限ヨリ流鏡馬ヲ大ニ取立給事」
尤目出シ然ハ就彼趣目ニ可令存知給心ニツ
アリ名聞ノ心ト慢ノ心ナリ 夫名聞ノ心ト
申ハ神ノ御タメニ勤仕タテマツル心ヲ凡ノ
儀ニテ我名聞ヲ本トサタイタス事ナリ
又慢ノ心ト申ハ我威勢人ニスクレタルニヨツ
テ如此ノ太儀ナリ立タリト思是等慢ノ心也
此二ノ心ハツネノナラキナリ 然ニ子細ナキ儀
ナリトイヘトモ此心フカク住スレハ天魔目ヲ
見入其心ヲ破センカ為ニ少シ中天來ル例
アリ此心出来時ハウチハライステ無想ノ
心ヲ以テ涯分其沙汰ヲ致シ給フヘシ
夫神ハ依人之敬ニ増シ威ヲ人者依神之

徳ニ添運ヲ此明文ノコトクハ其分限ニヨリ
結構ノ儀ヲ以テ取沙汰セシメ給ハ神ハ弥
増威光ヲ願主ハ又子々孫々ニキタルマテ現
世ニテハ富貴栄花ニホコリ寿命長遠ニシテ
心中所願一々円満セシメ射者来世ニテハ
必シモ善所ニ生シ令得佛果事何ノ類ノ
有ヘキ仍記録如件

右春日若宮祭礼流鏑馬頭願主ノ不
審之處之条々復古人注置筆ノ

跡ヲ取合一卷目安ニ註置者也更ニ私ノ
詞ヲクワエス雖然才覚之仁出来シ給テ
後難多ク可有之但其人ノ用ニハ更ニ
アラス只末代願主ノ不審ノ為也次ニ文
字ノ居様詞ノイヤシキ事中ノ不可
有沙汰者也仍流鏑馬願主目安之条如件

至徳元年甲子卯月日註之

註

各条の頭番号は筆者が記した。天理図書館印は省略した。
丁付け改行は原本のままとした。

(追記) 本稿作成にあたり貴重な史料の閲覧・翻刻を許された天理図書
館、東京大学史料編纂所、史料の解説に助言いただいた宇田川武久
氏に感謝したい。

(本館 民俗研究部)

Introduction of "List of Wakamiyae" and "Nagakawa Yabusame Diary"
and the Bibliographical Introduction
—Historical Records of Yabusame Being Conducted at the Festival Held
in Kasuga Wakamiya, Compiled by Touyaku Gonji—

FUKUHARA Toshio

Although the festival held at Kasuga Wakamiya occupies an important position in the Japanese festival history, the fundamental historical records have not been published. In this paper, in a sense to fill the lack, "List of Wakamiyae" and "Nagakawa Yabusame Diary", the historical records on festivals held at Kasuga Wakamiya in the middle ages, are reproduced together with the bibliographical introduction.

Conventionally, the studies on Kasuga Wakamiya festivals have been conducted from the viewpoint of the history of the Performing Arts. The reason is because the arts performed at the festival site are so important that they are referred to as the epitome of the Performing Arts history in the ancient and middle ages. On the other hand, it is true that the extensive researches on the structures of the festivals that exist behind the various art have not been made.

Kasuga Wakamiya festival was started by the monks of Kōfuku Temple against the Kasuga festival sponsored by the leader of the Fujiwara family in 1136. The main event of the festival is to invite the god of Wakamiya Shrine to the O-tabisho located at the east end in the estate of Kōfuku Temple. This very fact shows that the Wakamiya festival is that of Kōfuku Temple.

Wakamiya festival has experienced a series of transformations. These transformations are more conspicuous in terms of the organization of the ritual than in terms of the form of ceremony, because the organization of the ritual reflects the organization and structure of the society at that time.

The head for each art is nominated for the various art performed at Wakamiya festival, and the head on duty will be the chief donor. Although this is the most common organizational structure in the festivals conducted by the big temples in the middle ages, the festival at Kasuga Shrine is large in scale and,

therefore, the organization is complicated accordingly. For example, the Den-gaku Tou-yaku is nominated among the senior scholars, the Sogo, the Bacho Tou-yaku among the Tokugo/Goshi (scholars), the Kurabe-uma Tou-yaku among Sango-shu of Kōfuku Temple. As such, the organization to administer the festival is composed mainly of the scholars of Kōfuku Temple.

The above mentioned are the Tou-yaku of the monks of Kōfuku Temple. In the period of the Northern and Southern Dynasties, six warrior groups in Yamato province organized a festival union to serve as the Yabusame Tou-yaku under the name of the Yabusame petitioner. In 1384 when "Nagakawa Yabusame Diary" was written, the Wakamiya festival was sponsored by the warrior groups of the Yamato province in the middle ages (monk soldiers, the people).

Monk soldiers and the people united to form six (later eight) groups depending on the matters of concern; namely, Sanzai, Hasegawa, Inui, Minami and Hirata. They made a system in which the two groups took the duty every year and the Yabusame petitioners were nominated among members of the two groups. In other words, two Yabusame petitioners were nominated every year. Based on the Bukki-ryo (rules of dressing) they and those who administered the various services set the restriction to participate in the festival, conducted various purifications and attended the Wakamiya festival.

"List of Wakamiyae" and "Nagakawa Yabusame Diary" are a sort of a memo in which what a petitioner must follow in attending the festival are described in details. As the basic concept, there is a concept of "the god receives no discourtesy". In other words, it is not enough only to hold a festival. Whether the festival is successful or not is depending on the purification of the administrator; it requires a high tension. In "Nagakawa Yabusame Diary", a case when an unclean person participated in the festival is mentioned; that person was dead or wounded.

"List of Wakamiyae" and "Nagakawa Yabusame Diary" are religious memos; the former is for Hasegawa group and the latter is for Nagakawa group, especially, the Hashio family, the leader of Hasegawa group, when they served the Yabusame Tou-yaku. The period when "List of Wakamiyae" was written is assumed to be in the latter half of the Muromachi period after the Onin period

(1467~1469).

Those two books were handed over to Mr. Imanaka, a descendant of the Hasegawa group, then to Mr. Yoshitaro Yasui, a historian, a researcher of archaeology and a collector of archaeological evidences, and are now stored in the Yasui Archive of Tenri Library.

Those two historical records can be explained and studied only by the wide variety of researchers on the old customs of samurai, ancient practices and usages, dressing taboos, costumes, food and wine offered to the gods, sacred treasures, etc.

In this paper, only the reproductions of these books are shown. Hopefully, the fruitful results will be produced through the studies in the various fields including the study by the author himself in the future.